

第 6 次奈半利町総合計画(案)

令和 3(2021)年 3 月

高知県奈半利町

目次

第1編. 序論.....	- 5 -
第1章 総合計画とは	- 3 -
(1)計画の趣旨.....	- 3 -
(2)計画の構成と期間.....	- 4 -
第2章 奈半利町の概要.....	- 5 -
(1)自然.....	- 5 -
(2)歴史.....	- 5 -
(3)人口.....	- 6 -
(4)産業.....	- 7 -
(5)道路・交通.....	- 9 -
(6)財政.....	- 10 -
第3章 奈半利町を取り巻く情勢.....	- 11 -
(1)社会情勢.....	- 11 -
(2)将来推計人口.....	- 15 -
第4章 まちづくりの成果と課題	- 16 -
(1)町民の意識.....	- 16 -
(2)現計画の評価と課題.....	- 21 -
(3)第6次奈半利町総合計画に求められるもの.....	- 24 -
第2編. 基本構想.....	- 25 -
第1章 まちの将来像.....	- 27 -
第2章 まちづくりの基本理念	- 28 -
第3章 基本目標.....	- 29 -
第4章 施策体系.....	- 31 -
第3編. 基本計画.....	- 37 -
第1章 基本計画について.....	- 39 -
第2章 基本目標ごとの基本施策について.....	- 40 -

第 1 編. 序論

第1章 総合計画とは

1 計画の趣旨

総合計画は、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針とするもので、町の行政計画の最上位に位置づけています。

本町は、明治22（1889）年4月1日に村制を施行、大正5（1916）年5月1日に町制を施行し、現在に至っています。本町は、昭和44（1969）年を初年度とする第1次振興計画、昭和56（1981）年を初年度とする第2次振興計画、平成3（1991）年を初年度とする第3次総合計画、平成13（2001）年を初年度とする第4次総合計画、平成23（2011）年を初年度とする第5次総合計画を策定し、町政の総合的、効率的運営の指針として諸政策を推進してきました。また、人口減少社会に対応するために、国、県が推進するまち・ひと・しごと創生総合戦略に合わせて、平成27（2015）年度～令和元（2019）年度を計画期間とする奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施してきました。そして令和2（2020）年度～令和6（2025）年度を計画期間とする第2期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）を策定し、現在推進しています。

本町は、個性豊かな自然的、文化的、歴史的特性を有しており、これを保存、継承していくことは私たちの責務です。そして、新たな時代の潮流を踏まえ、私たち一人一人が役割を理解し、支え合いながら、それぞれの立場で活躍することが求められます。このことが、地域課題の解決につながっていきます。一人一人が、次世代に引き継いでいく「絆」と「誇り」を持って生き生きと活躍していくことで、地域が動き輝きを増すものと考えます。

新たな第6次奈半利町総合計画は、これから前期4年間、後期5年間の合計9年間※のまちづくりの基本となる方向と指標を示す、いわば「道標（みちしるべ）」として策定します。

※計画期間について

本計画と第2期総合戦略を一体として推進するために計画期間を9年間とします。

2 計画の構成と期間

第6次奈半利町総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、社会経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。第6次奈半利町総合計画の構成と期間は、以下のとおりです。

①基本構想

基本構想は、目指すべきまちの将来像とそれを達成するために必要な施策の基本方針を定めたものです。

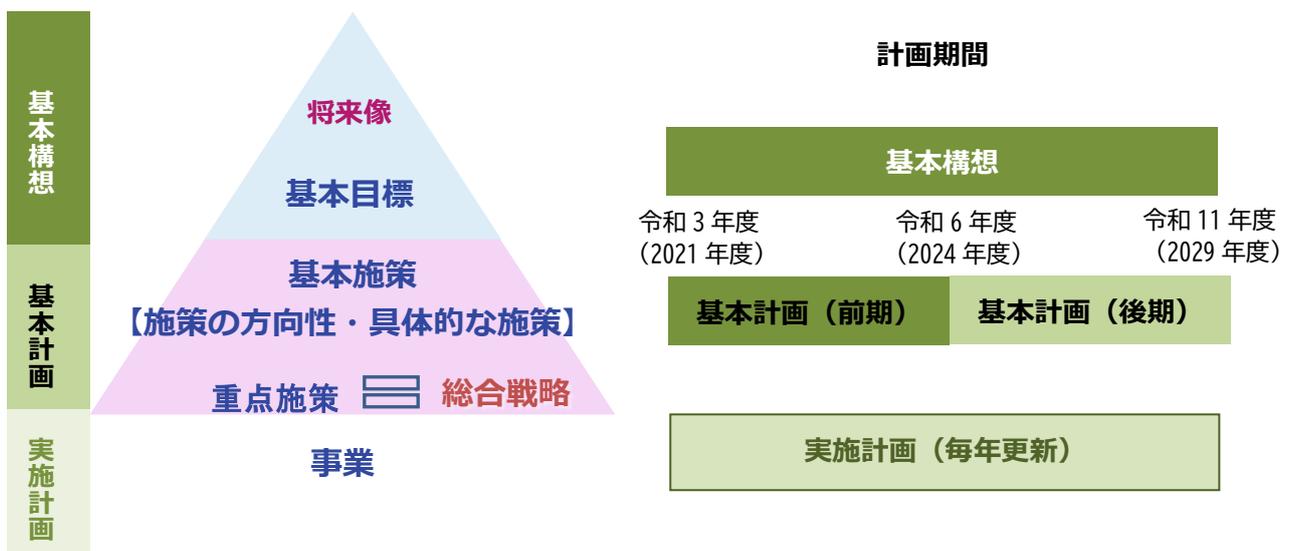
構想の期間は、令和11（2029）年度までとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために実行する主要な施策を体系的にまとめたもので、各施策の目的や対象、成果目標を示しています。計画期間は前期を令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間、後期を令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。

③実施計画

実施計画は、基本計画をもとに実施する具体的な事業計画を明らかにするもので、予算編成の指針となります。計画期間は3年間とし、社会経済の動向や進捗状況などを踏まえ、毎年度の見直しを行います。



第2章 奈半利町の概要

1 自然

本町は、高知県の東部で、南国インターチェンジから約50kmに位置します。北東に野根山をのぞみ、起伏に富んだランドスケープを特徴としており、山地と奈半利川が形成する平地と海岸線で構成されています。町の形状は、概ね正三角形で山から海岸に広がっており、総面積は28.36km²です。そのうち林野が76%を占め、奈半利川流域と海岸線になる平地にまちが形成されています。海、山、川と三拍子そろった自然があり、澄んだ水、山々にこだまする小鳥たちの声、まっすぐな日射しの気持ちよさ、町のいたるところに四季折々の草花が咲き競います。奈半利川の清流には鮎が育ち、海には美しいサンゴが群生しています。

気候は亜熱帯性気候の性格を帯びており、年間を通じて温暖です。この地域は台風の通り道となっており、近年直撃は少なくなったものの、毎年のように暴風雨の猛威に直面しています。

2 歴史

本町には古代の官道が通っており、古代から陸・海の交通の要衝でした。古代には、紀貫之が奈半利を通り、土佐日記に記載されている「那波泊」が奈半利であったと推定されています。

江戸時代初期には、山内一豊公が土佐国に藩主として入国する際、野根山街道を通り、奈半利の正覚寺に宿泊したとされています。また、奈半利の高札場が野根山街道の起点になっており、参勤交代の宿場町として栄えました。

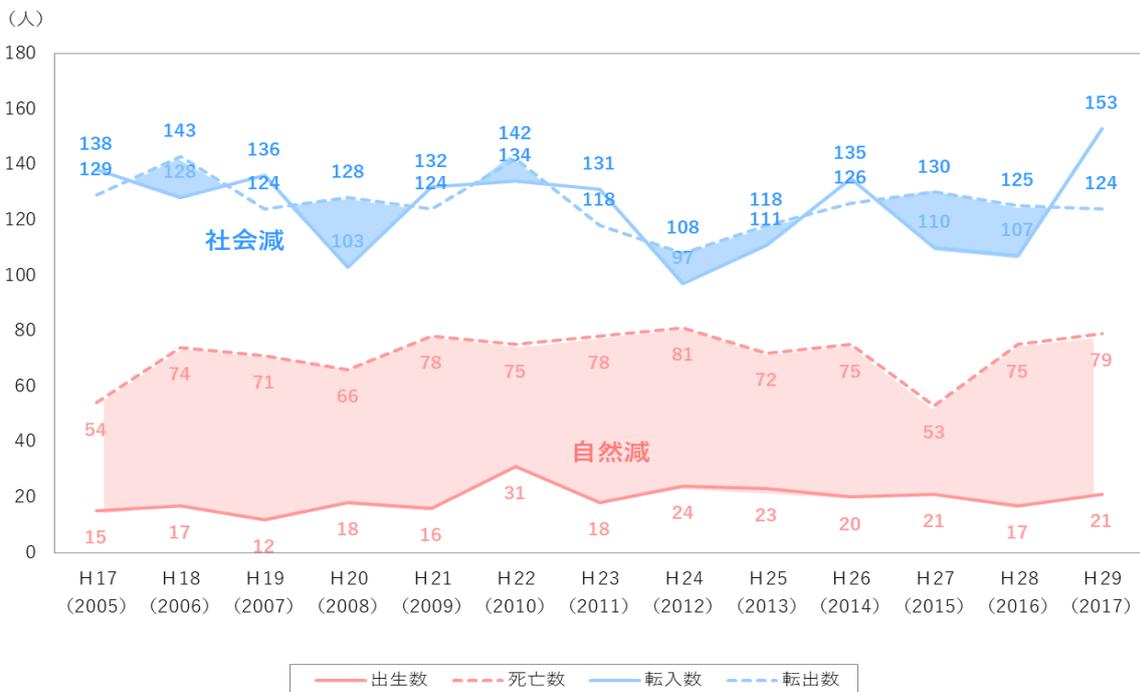
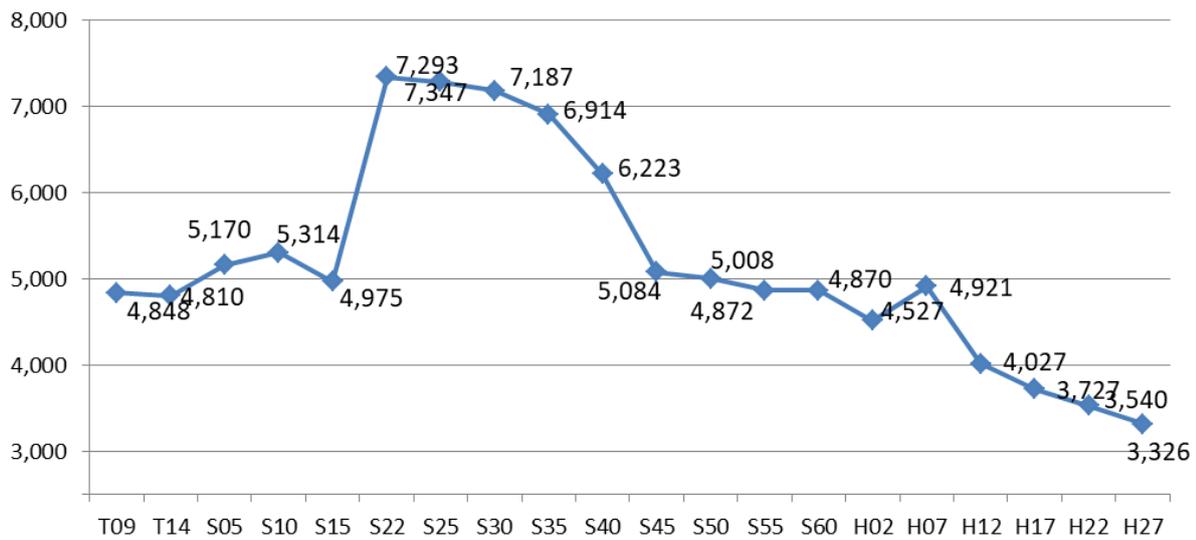
明治から昭和初期にかけては奈半利川上流に位置する日本三大杉美林の1つ千本山から、魚梁瀬杉が奈半利に集められ、海路で各地に運ばれました。特に、貯木場と森林鉄道ができてからは更なる発展を遂げ大いに栄えました。その頃に建てられた豪商の家は、現在でも随所に残り、多くの建物が国の登録有形文化財に指定されています。



3 人口

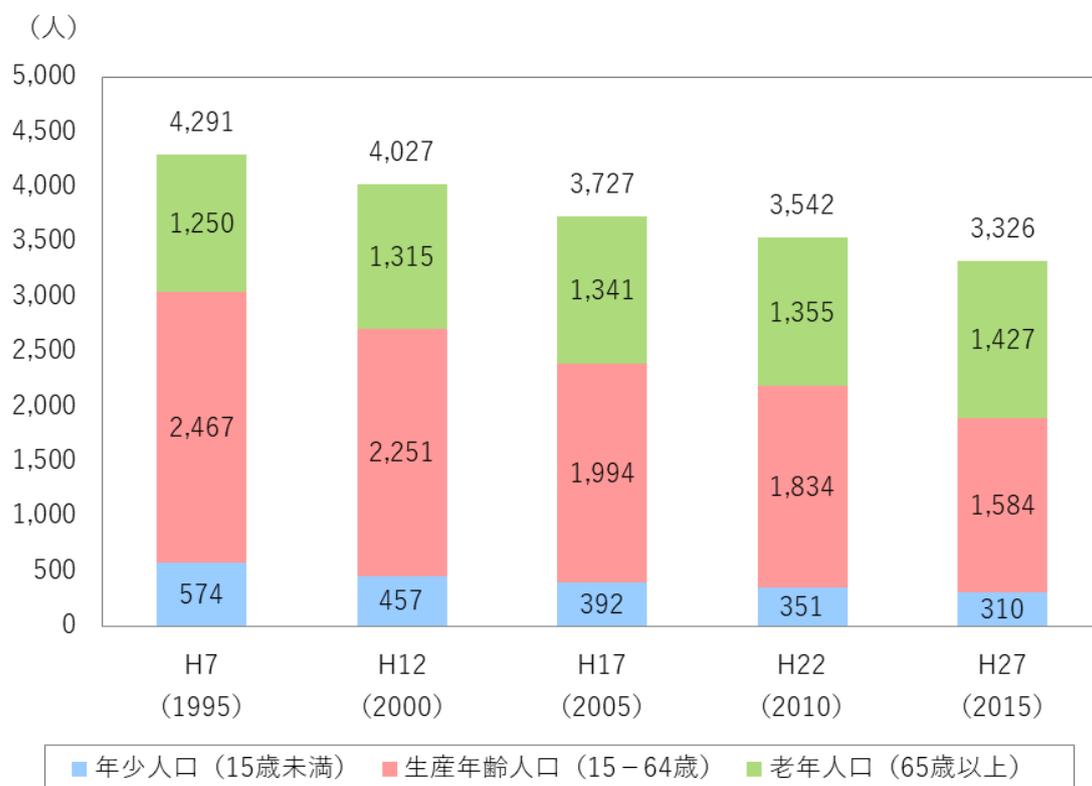
本町の人口は、戦前は概ね5,000人で推移し、戦後の昭和22(1947)年にピークとなり7,347人になりましたが、その後昭和45(1970)年にかけて大きく減少し5,000人台に戻りました。平成7(1995)年まではほぼ5,000人を維持していましたが、その後急速に減少し平成27年には3,326人となりピーク時の45%に減少しています。その要因としては、基幹産業である漁業や林業の低迷による若年層の都市圏への流出、少子高齢化などが挙げられます。平成17(2005)年からの人口増減をみると、自然減が毎年50~60人あり、社会減は増減を繰り返す形で推移しています。

【人口の推移(国勢調査)】



平成7（1995）年からの年齢3区分人口の推移をみると、この20年間に生産年齢人口は2/3に、年少人口は1/2になり、老年人口は増加する傾向にあります。少子化、高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口・年齢3区分人口の推移



出典：国勢調査

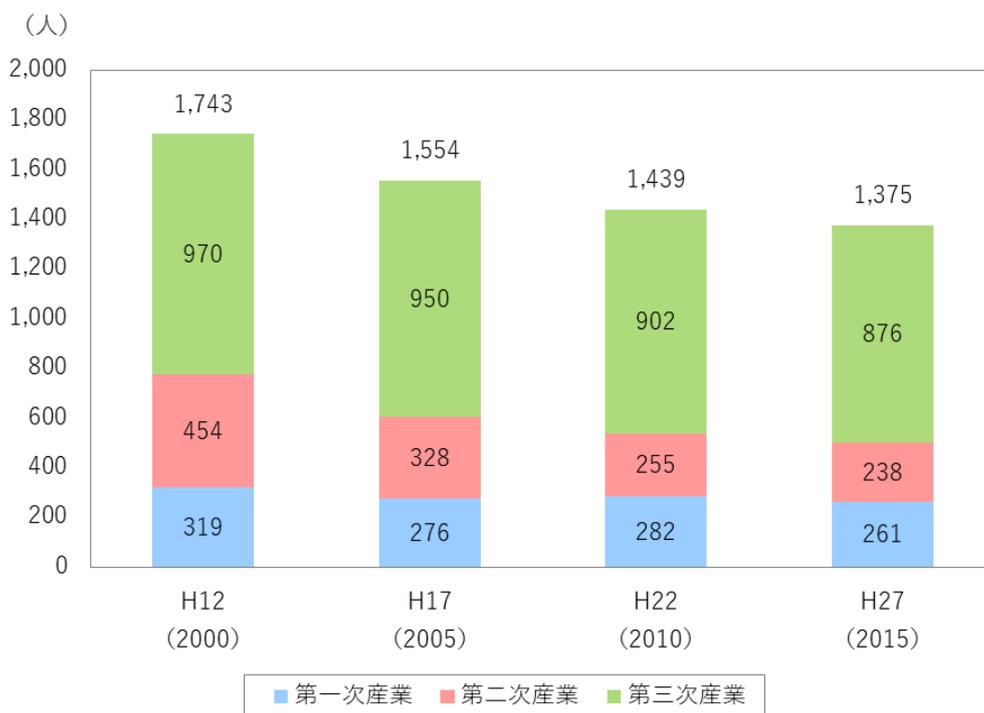
4 産業

本町は、かつて交通の要衝として材木の売買や運搬などで栄え、また、水産業や農業も町の基幹産業として重要な位置を占めていました。明治時代には藤村米太郎氏が当時の最新式であるノルウェー式捕鯨法を取り入れた藤村捕鯨株式会社を設立し、日本近海の捕鯨で得た利益をもとに藤村製絲株式会社を設立し、昭和26（1951）年には220名もの従業員の雇用があるなど、地域の基幹産業として発展してきました。しかし、化学繊維工業の発達などによる絹織物の需要の減少や海外からの輸入圧力により養蚕業が衰退していく中で、地域の雇用の場としても縮小の一途をたどり、平成17年には、生産拠点の海外移転に伴い雇用の場も失われました。また、高度経済成長期を過ぎ、海外からの輸入圧力が一層強まる中で、林業の衰退と魚梁瀬杉に代表される優良木材資源の減少により、木材の流通拠点としての町の機能も失われてきています。

平成12（2000）年からの産業別就業者数の推移をみると、平成27（2015）年までの15年間で第二次産業就業者が1/2に減り、第一次、第三次産業就業者は漸減しています。平成27（2015）年の

就業者数は1,375人で、第一次が19.0%、第二次が17.3%、第三次が63.7%という構成になっています。

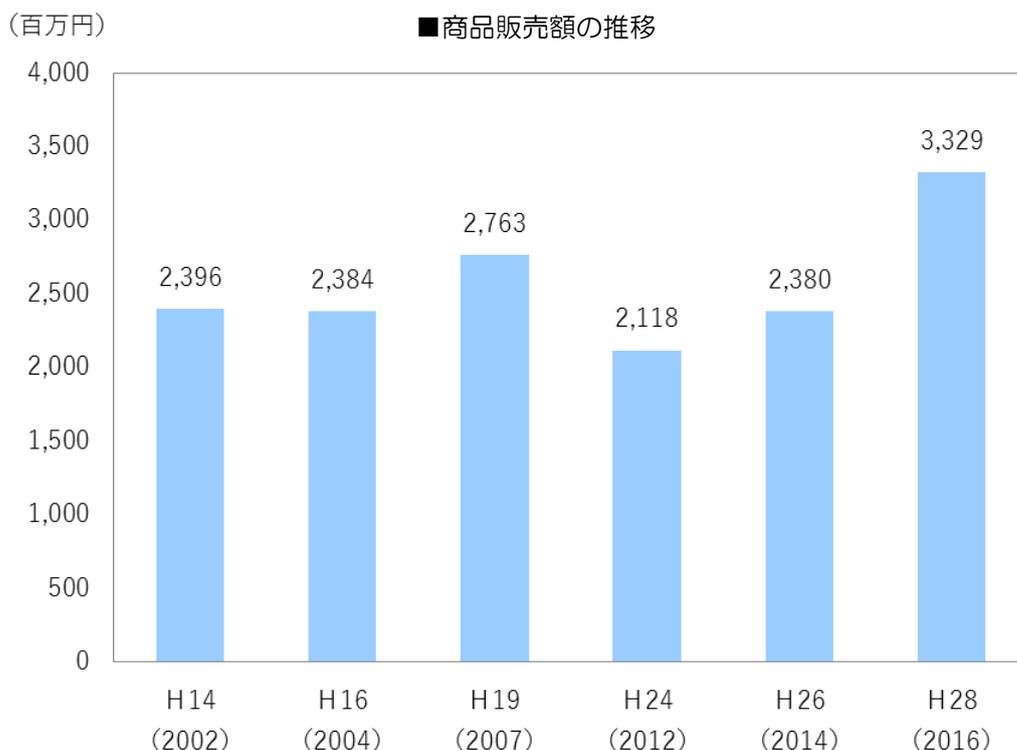
■産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

商品販売額の推移をみると、平成14（2002）年から平成26（2014）年まで概ね21億円から27億円の間で推移し、平成28（2016）年には33億円に上昇しています。本町では、ふるさと納税に積極的に取り組んでいた結果として返礼品としての販売額が大きくなったものと考えられます。

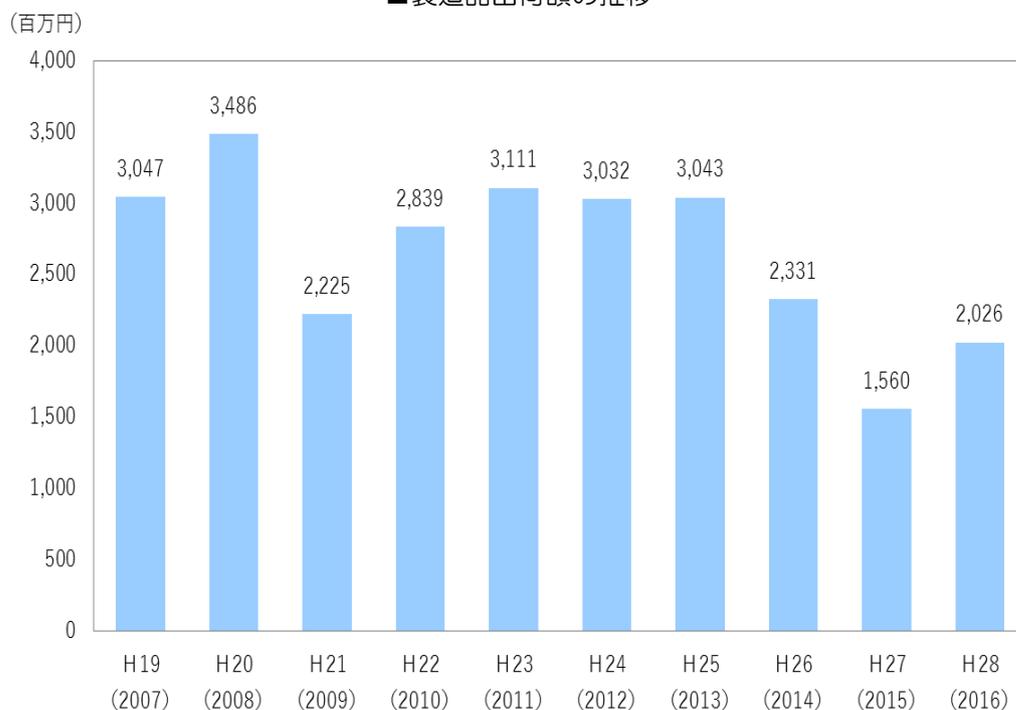
■商品販売額の推移



出典：商業統計調査、経済センサス活動調査

製造品出荷額の推移をみると、平成 19（2007）年から平成 25（2013）年までは多少増減があるものの 30 億円前後で推移していますが、平成 26（2014）年、平成 27（2015）年と減少し平成 27（2015）年には 1/2 の 15 億円になりました。平成 28（2016）年には 20 億円に回復しています。製造品の主なものは水産加工品であり、平成 28（2016）年の製造品出荷額の増額はふるさと納税返礼品に対応したものであると思われます。

■ 製造品出荷額の推移



出典：工業統計調査、経済センサス活動調査

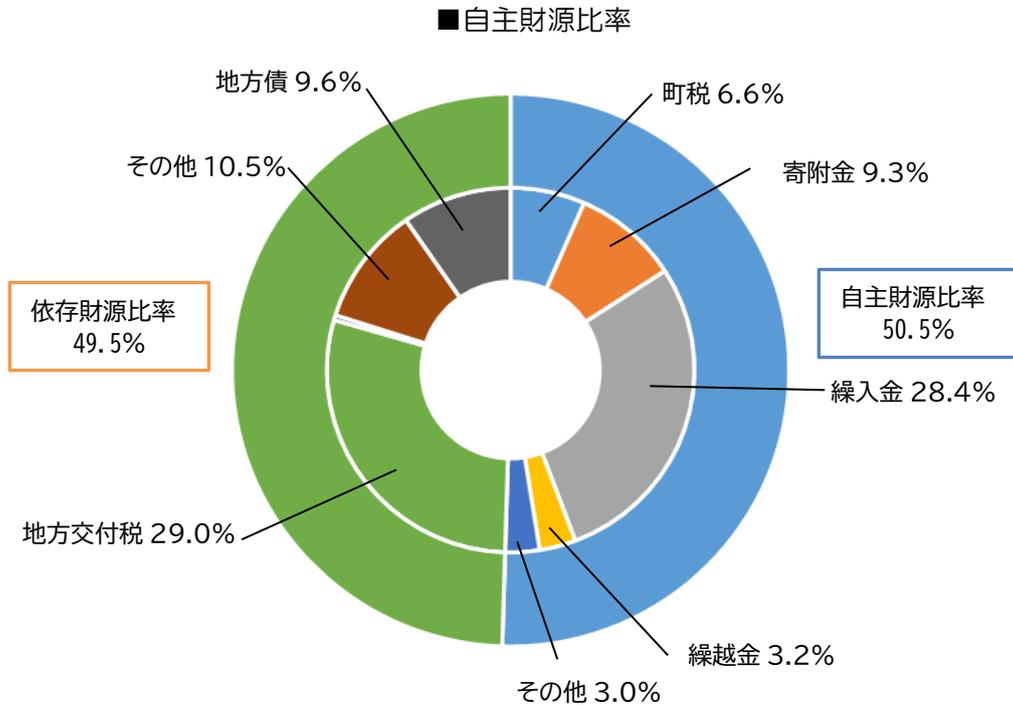
5 道路・交通

平成 14（2002）年 7 月に、南国市 JR 後免駅から奈半利町までの 42.7km を結ぶ土佐くろしお鉄道「ごめん・なはり線」が開通したことから、始終点である奈半利駅は高知県東部の交通の結節点としての機能を有しています。奈半利駅を起点に、近隣の観光施設「北川村モネの庭」や「むろと廃校水族館」へのバスの運行が行われるとともに、生活路線としての運行も行われています。また、奈半利駅に隣接している奈半利港も、平成 16（2004）年 8 月に国土交通省から「みなとオアシス」に登録されるなど、県東部の重要な海の玄関として期待されています。

主要道路は、海岸沿いの国道 55 号と奈半利町と北川村・東洋町をつなぐ国道 493 号となっています。国道 55 号には代替路線がなく、災害などにより通行止めとなると孤立する地区が生じる恐れがあります。高知県の高規格道路など整備計画では、「南国安芸道路」「阿南安芸自動車道」が計画され整備されつつあります。これらの道路が開通すれば、奈半利町は高速自動車道網に組み込まれます。南国 IC や高知市へのアクセス時間が短縮され、人的交流の増加が期待されます。

6 財政

本町の財政は、令和元（2019）年度については歳入総額が4,517百万円、歳出総額が4,387百万円となっています。歳入に占める自主財源は全体の50.5%を占めており、依存財源は49.5%になります。町税が歳入に占める割合は6.6%となっています。



財政力の豊かさを表す財政力指数を、平成27（2015）年からみると下表のようになります。令和元（2019）年度の財政力指数は0.2で改善傾向になってはいますが、依然として低い状態です。

■財政力指数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
財政力指数	0.18	0.18	0.19	0.20	0.20

実質公債費率は、平成24（2012）年度からみると下表のようになります。令和元（2019）年度の実質公債比率は1.2%となっています。平成26（2014）年度以前は4%以上でしたが、近年は1%程度で推移しています。

■実質公債比率

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実質公債比率（%）	9.4	8.0	4.4	1.3	0.0	0.6	1.4	1.2

第3章 奈半利町を取り巻く情勢

1 社会情勢

① 少子高齢・人口減少社会の加速化

【社会の潮流】

我が国の人口は令和 47 (2065) 年には 8,808 万人になると推計されており、出生数が減少し現役世代が減る中で高齢者割合が増えていき、少子高齢化については深刻な状況となっていきます。少子高齢・人口減少社会は、経済規模の縮小、基礎自治体の担い手減少、地域コミュニティの弱体化、社会保障制度の脆弱性をもたらします。こうした状況に対応するため、若い世代が安心して働き、子どもを産み育てやすい社会経済環境の実現が必要となります。一方、人口減少社会を支えるために、高齢者や女性も活躍できる「生涯活躍のまち」をつくっていくことも必要です。

【奈半利町の状況】

本町の人口は、令和 42 (2060) 年には 1,200 人を下回ると予測されています。一定規模の人口を維持することは、自治体として持続するために必要であり、本町は第 2 期総合戦略において 2060 年に 2,500 人を維持する目標を立てています。

実現に向けて、子育て世代の人口を増やし出生数を確保することに取り組んでいます。子育て世代が働くことができ、安心して暮らせる環境をつくるようにさらなる努力が必要となっています。

同時に、移住・定住施策を積極的に推進し定住人口を増やすことに取り組んでいます。定住人口を増やすためには、より一層魅力的なまちづくりを進め交流人口を増やす必要があります。

② 安全安心に対する意識の高まり

【社会の潮流】

わが国は地震大国といわれ、世界のマグニチュード 6 以上の地震の 2 割が発生しています。日本近海の南海トラフ沿いでは、マグニチュード 8~9 クラスの地震が今後 30 年以内に 70%から 80%の確率で発生すると予測されています。また、集中豪雨などの異常気象がもたらす激甚災害が毎年のように全国のどこかで起きています。高知県では、南海トラフ地震対策行動計画を 4 次にわたって策定しており、住宅の耐震化や津波避難空間及び津波避難タワーの整備などを進めるとともに、地域自主防災組織を通じて避難訓練などを実施しています。

政府は、国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月改訂）を推進しています。気候変動などによる気象の変化などを踏まえた施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、既存の社会資本の有効活用などによる国土強靱化を地方にも求めています。

【奈半利町の状況】

本町は、南海トラフ地震による揺れによる被害、津波による浸水被害が懸念されています。また、台風や梅雨前線による豪雨がもたらす風水害に対する備えも必要です。そのため、奈半利町地域防災計画一般災害対策編、地震及び津波災害対策編を平成 29（2017）年 6 月に改定するとともに、各種ハザードマップにより住民に警戒を呼びかけています。さらに奈半利町防災センターを設置して災害に強いまちづくりの基盤としています。災害に対してはハード整備による対策と、避難行動というソフト対策の両方が必要であり、地域自主防災組織の充実が求められます。



奈半利町防災センター

③価値観やライフスタイルの多様化

【社会の潮流】

近年、個人を重視し人種・文化・性別・障がいなど多様性を認め合う「ダイバーシティ」の考え方が一般的になってきています。

個人の多様性を認めることで、ライフスタイルの多様化も認められ、仕事と生活の両立を図り性別を問わず働きやすい社会を形成することが求められています。

高知県では、女性が希望に応じて働き続けられるようにファミリー・サポート・センターなどをはじめとして、子育て、就労を社会全体で支援をする仕組みを整備しており、官民協働で県民の出会い、結婚、出産・子育ての希望を叶えるとともに、女性の活躍の場の拡大を図っています。

また、令和 2（2020）年の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワーク、在宅勤務、時差出勤など多様な働き方が試行されており、今後のライフスタイル・価値観・文化などのあり方に変化が起こると予想されます。



【奈半利町の状況】

本町では、人権尊重社会の確立を目指して人権啓発や人権教育を進めています。また、男女共同参画社会の実現を目指して、各種審議会や委員会において女性委員を積極的に任命するなど、女性

活躍への支援に取り組んでいます。今後は、「ダイバーシティ」の考えに基づき、施策を拡充していく必要があると考えています。

④グローバル化の進展と未来技術の活用

【社会の潮流】

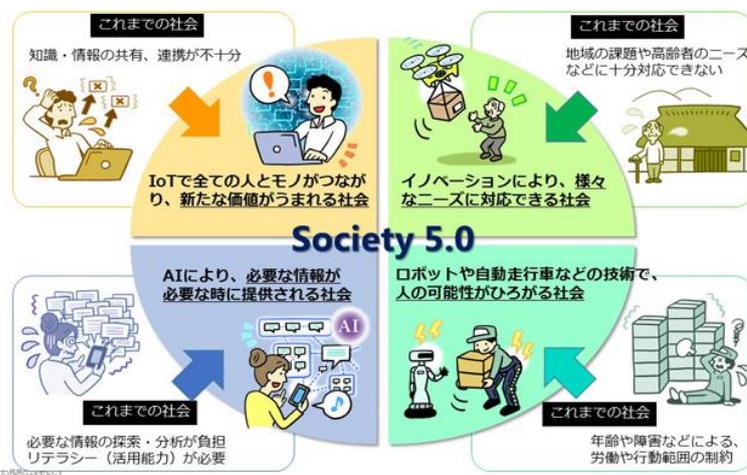
経済、環境、観光、教育、情報などあらゆる分野でグローバル化が進展しており、世界における変化がわが国に及ぼす影響が大きくなっています。そのような中、平成 27（2015）年 9 月に国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、世界のすべての国のすべての人が共通目標として取り組むことが求められ、地方自治体も総合計画などにSDGsをローカライズして取り入れてきています。

グローバル化の中で、わが国は人口減少により人的リソースの限界がくるため、Society4.0を基本とする経済発展から取り残されると予測されています。このため政府は「超スマート社会」として新たに「Society5.0」を提唱しています。AIやロボットなどの未来技術によって人は新たな高付加価値な業務を行えると考えられています。



【奈半利町の状況】

政府が提唱する「Society5.0」に沿って「スマート自治体」の取組みを始めた自治体では、RPA（ロボットによる業務自動化）導入を試行して業務削減効果が得られたとして、RPAの全庁展開に向けた推進体制の構築を進めています。また、新しく総合計画を策定する自治体の多くが、SDGsを計画に取り入れています。本町としては、持続可能なまちづくりを進めるために、SDGsと施策の内容を合わせて取り組むとともに、未来技術を活用するスマート自治体に向けた検討を始める段階にきていると考えています。



⑤地方創生に向けた地域づくりと人材育成

【社会の潮流】

国は、東京圏への人口の一極集中を是正し地方の人口減少に歯止めをかけるため、平成 26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し地方創生に取り組んでいます。令和元（2019）年に第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の動きをさらに加速させています。この中で、「魅力的な地域をつくる」「多様な人材の活躍を推進する」ことが示されています。具体的には、一人一人が魅力づくりの担い手となる地方創生を目指し、多様な人材を確保し活かしていくことが求められ、地域コミュニティを維持し強化することが必要であるとされています。

高知県も「第 2 期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標をア「魅力のある仕事づくり」、イ「新しい人の流れ」、ウ「子育て世代の希望をかなえ、女性の活躍の場を拡大する」、エ「高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域をつくる」の好循環を目指しています。アとイについては高知県産業振興計画により推進しています。ウについては少子化対策の充実強化を図り、女性の活躍の場の拡大に取り組んでいます。エの取組みとして「集落活動センター」を設置し、地域住民が主役となって地域が抱える課題を解決する活動を支援しています。



目指せ！弥太郎・商人塾（短期集中コース）

【奈半利町の状況】

本町も平成 27（2015）年に「奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 42（2060）年に人口 2,500 人を維持することを目指して取り組んでいます。第 2 期総合戦略では、「かせぐ」「にぎわう」「かなえる」「ささえる」の 4 つの方針を立てて施策を進めていくこととしています。集落活動センターなはりの郷を中心に観光交流事業を推進するとともに、地域住民との協働のまちづくりを推進しています。



集落活動センター なはりの郷

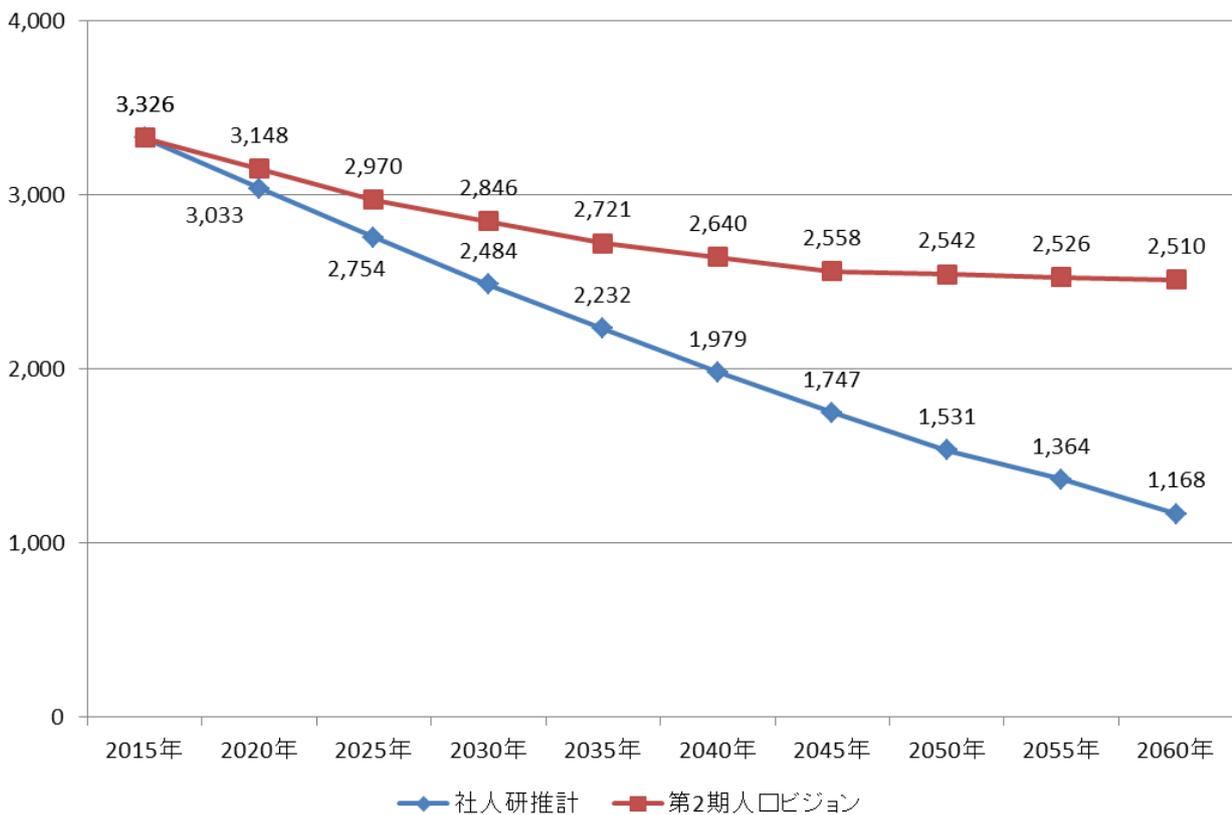
2 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が2015年までの国勢調査人口を用いて推計した、本町の将来人口は2060年で1,168人となっています。現状では、下図の推計曲線に沿った人口推移となっています。本町は、第2期総合戦略で、人口減少対策を行うことで、2060年に2,500人の人口を維持する目標を掲げています。

目標達成は、①合計特殊出生率を2050年に2.27に回復させる、②現在の純移動率が0.5倍に縮小、③年間16人の転入を図ることによって実現するとしています。

【人口の将来展望】

2060年に人口2,500人を目指す



第4章 まちづくりの成果と課題

1 町民の意識

① 奈半利町の魅力的なところ

町民に、奈半利町の魅力的なところを聞きました。以下のとおりです。

奈半利町の魅力的なところ
①海・山・川に包まれ自然が豊か。
②ふるさと応援基金を活用した町政を評価する。
③人が温かく、地域のつながりが強い。
④温暖で、便利で暮らしやすい。

町民の皆さんは、本町には誇る豊かな自然ときれいな環境があることに魅力を感じていることがわかります。豊かな海、山、川からは、美味しい食べ物が得られることも魅力を高めていると思われます。ふるさと応援基金を活用し、乳幼児及び児童の医療費無償化などの子育て支援施策を評価して頂いています。また、町民の皆さんは地域を大事にし、コミュニケーションを密にして支え合っていることに魅力を感じており、地域のつながりの強さは、防災、福祉、環境など町政の推進に大きく寄与しています。本町は、コンパクトな町域に生活に必要な施設があることや、鉄道などの公共交通機関が整備されていることが、便利で暮らしやすい評価になっているものと思われます。

② 奈半利町の魅力的でないところ

次に、奈半利町の魅力的でないところを聞きました。結果は以下のとおりです。

奈半利町の魅力的でないところ
①環境や景観が悪い。空き家・廃屋が問題。
②町政に不満。意見が聞き入れられない。
③人間関係で排他的なところがある。
④店や施設がない。
⑤仕事がなく、若い人の働く場がない。
⑥観光PRができていない。観光スポットが少ない。
⑦人口が少ない。若者、子どもが少ない。
⑧交通機関が少なく不便。

本町は人口減少にあるなか、空き家が増加しているのは否めません。使われない古い家屋が目立つことが印象を悪くしていると思われます。地域のつながりの強さが、外から来た人への排他性につながっていることは、ダイバーシティの考え方の理解を進めて、改善していく必要があります。仕事が多く、若い人の働く場がないことが人口減少につながっているため、「第2期総合戦略」を実行し、人口減に歯止めをかけ、地域経済を活性化させることが求められます。不便さを感じさせる機能については、高知県や近隣自治体との連携で補完するように努める必要があります。

③施策に対する評価(満足度・重要度)

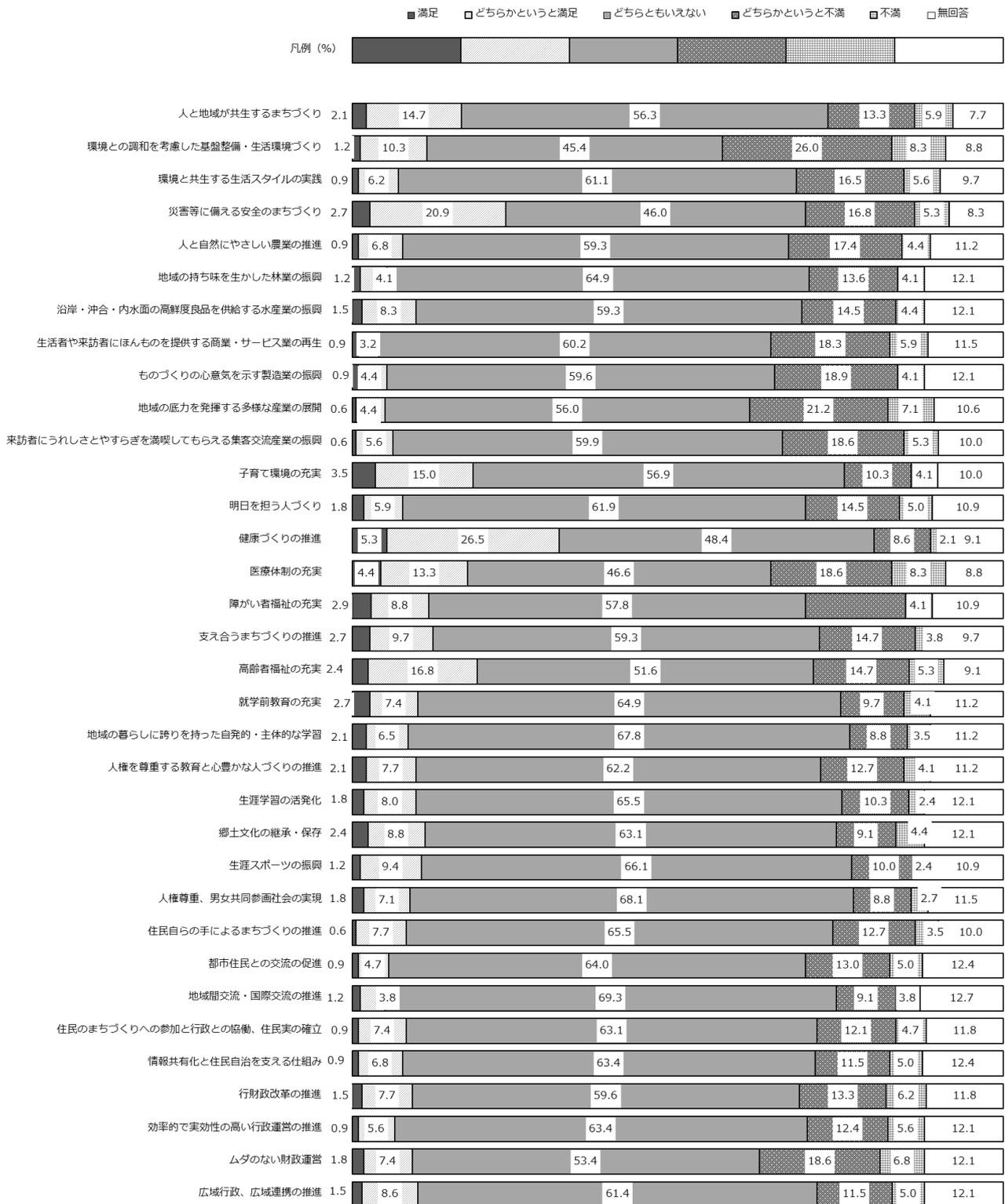
奈半利町が行っている施策の評価を「満足～不満の割合」で整理し、今後に向けた施策に対する期待を「重要～重要でないの割合」で整理しました。

「満足」と「どちらかという満足」を合わせた『満足』の割合は、「健康づくりの推進」が31.8%と最も高く、次いで「災害等に備える安全のまちづくり」(23.6%)、「高齢者福祉の充実」(19.2%)の順となっています。一方、「不満」と「どちらかという不満」を合わせた『不満』の割合は、「環境との調和を考慮した基盤整備・生活環境づくり」が34.3%と最も高く、次いで「地域の底力を発揮する多様な産業の展開」(28.3%)、「医療体制の充実」(26.9%)の順となっています。

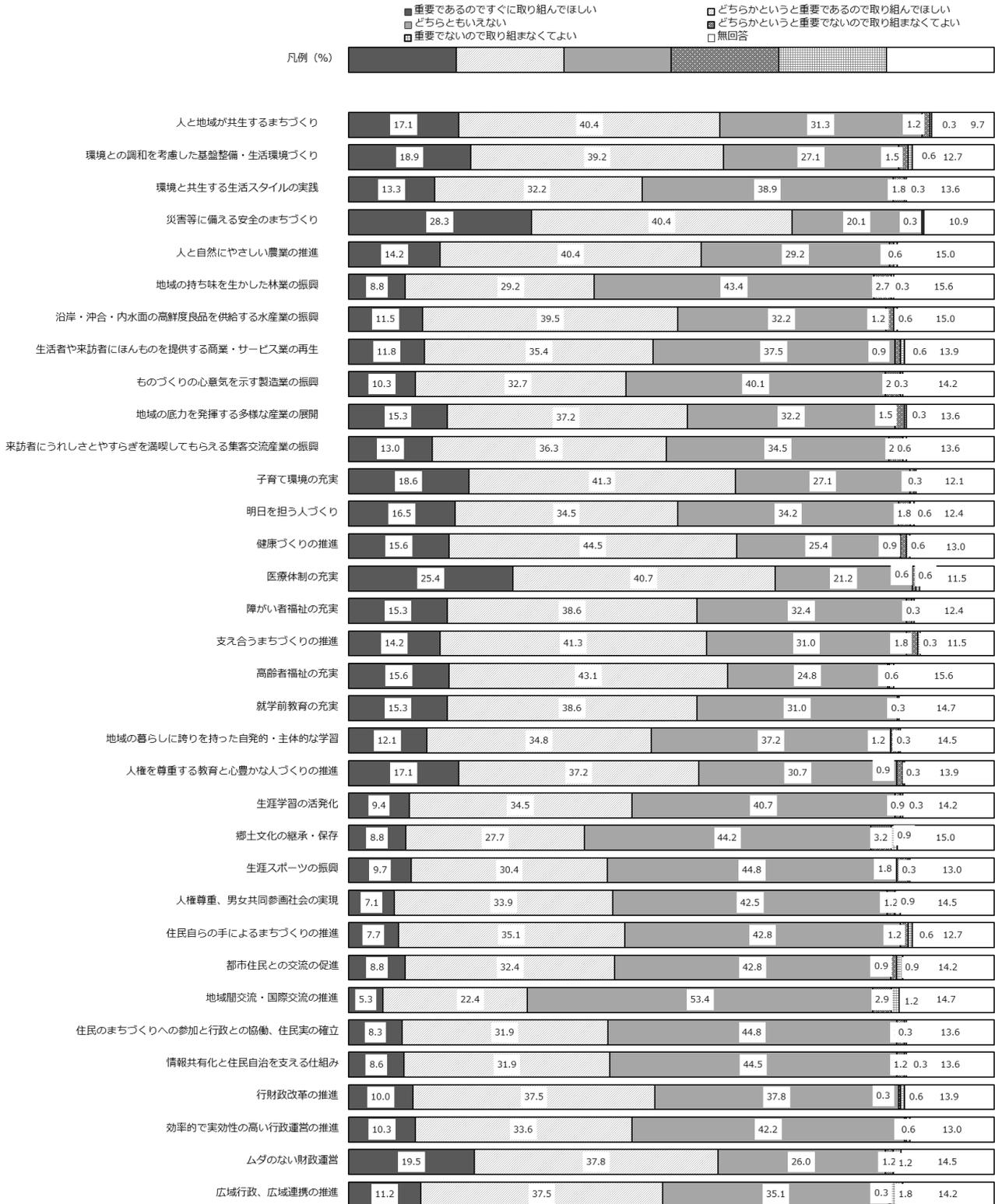
「重要であるのですぐに取り組んでほしい」と「どちらかという重要であるので取り組んでほしい」を合わせた『重要』の割合は、「災害等に備える安全のまちづくり」が68.7%と最も高く、次いで「医療体制の充実」(66.1%)、「健康づくりの推進」(60.1%)、「子育て環境の充実」(59.9%)、「高齢者福祉の充実」(58.7%)「環境との調和を考慮した基盤整備・生活環境づくり」(58.1%)の順となっています。

「環境との調和を考慮した基盤整備・生活環境づくり」や「医療体制の充実」は、現状の施策に不満をもっているため、重要度が高くすぐに取り組んでほしい施策と評価されています。「災害等に備える安全のまちづくり」や「健康づくりの推進」、「高齢者福祉の充実」は町が取り組んでいる施策を評価しているものの、重要な施策であるためさらなる取組みが求められています。町民の皆さんの施策に対する評価を踏まえて、総合計画の施策を検討していく必要があります。

■町の施策に対する町民の評価(満足～不満の割合)



■町の施策に対する町民の期待(重要～重要でないの割合)



④奈半利町がどんなまちになるとよいか

“奈半利町がどんなまちになるとよいか”の問いに対して、町民アンケートの自由意見を整理すると以下ようになります。

奈半利町は、住む人が安全に安心して暮らせ、住みよさや豊かさを実感し、生き生きと活躍しているまちになることが求められています。そのようなまちができれば、定住し子育てしようとする若者が増え、人口増につながる事がイメージできます。

奈半利町がどんなまちになるとよいか
①活気あるまち、明るいまち。
②住みよいまち、豊かに暮らせるまち。
③人口が増加すること、若者が定住するまち
④安心して子育てができるまち
⑤災害(地震、津波)に備えるまち

⑤中学生の意識

今回、奈半利中学校の1~2年生の皆さんで、奈半利町について考えるワークショップを行いました。「これまでの奈半利町」について整理したうえで「これからの奈半利町」はどんなまちにしたいかを話し合いました。その結果は、下記のとおりです。

これまでの奈半利町

- ①自然：海・山・川があり自然に恵まれている
- ②仕事：働く場所がない。大企業がない
- ③教育：学校設備は充実。部活が少ない
- ④道路・交通：電車があり便利。街灯少なく暗い
- ⑤防犯・防災：治安が良い。地域の人がやさしい
- ⑥商店・施設：遊ぶ場所、近所に商店がない
- ⑦町の状況：人が少ない。ふるさと納税が有名
住める場所が少ない

これからの奈半利町

- ①自然：海を活用する。サンゴ群を活かす
- ②仕事：大企業を呼び込み、働き口をつくる
- ③教育：奈半利町に高校をつくる
- ④道路・交通：高速道路をつなげる。アクセス向上
- ⑤防犯・防災：津波対策で奈半利中を移転する
- ⑥商店・施設：商店、ビル、ホテルを増やす
- ⑦町の状況：移住の呼びかけ、特産品の開発
地域おこしをする。中芸地域で合併

中学生たちは、本町の財産であるサンゴ群のある海を活用し、高速道路でアクセスしやすくなった人を呼び込み、移住を促進して地域おこしを図ることをイメージしています。そのために特産品開発や暮らしやすいまちづくりが必要であると考えています。

2 現計画の評価と課題

①生活環境

本町は、「人と自然が共生する循環型のまちづくり」として生活環境づくりを進めています。

自然環境と町民の生活が共生することについては、自然環境に配慮しながら里山、河川、海岸の整備を進めていることから、町民に豊かな環境が評価されています。また、生活基盤としての道路、港湾、公園、上下水道、住宅環境の整備も環境との調和を考慮して進めてきました。

同時に、社会の情報化に合わせて地域内外との情報・通信格差が生じないように、光ファイバー整備を進め、ネットワークの強靱化、セキュリティ対策、個人情報保護対策などの高度情報化社会への対応を進めてきました。しかし、生活基盤の整備はまだ十分ではなく、町民の評価は低くなっています。

環境と共生する生活スタイルを実践していくことについては、地球環境の保全や循環型社会の形成、環境美化意識の定着を図る施策を進めていますが、町民の評価は低い状況です。具体的に目に見える施策効果が得られていないことが要因だと推察されます。

災害に備える安全のまちづくりについては、南海トラフ地震を対象とした地域防災計画（地震津波災害編）を策定し、奈半利町防災センターの設置や自主防災訓練を進めてきたことから、町民の満足度は高くなっています。しかし、安全なまちづくりに対する重要性は高く、さらなる安全性の向上が求められています。

②産業振興

本町は、「人とものが動き輝いているまちづくり」として産業振興に取り組んでいます。

第一次産業は、地域の資源を活用して農・林・水産の生産に取り組んでいます。農業では、高付加価値の園芸作物の生産に取組み、経営基盤の整備を進めています。林業では特用林産としての原木シイタケの生産基盤の整備に取組み、生産量の増加が見込まれています。水産業では、海水面漁業と内水面漁業を行っていますが、双方で漁獲高の向上を図るため稚魚放流事業を進めています。一次製品の販路開拓として、一般社団法人なはりの郷が通販サイトを運用していますが、知名度が低く売上高はあがりません。農業、水産業において新規就業者の確保に取組実績をあげているため、さらに受入体制の整備を進める必要があります。

第二次産業は、一次産品の特産品加工が主となっています。ふるさと納税返礼品向けの商品を開発し実績をあげていますが、ふるさと納税頼みの実績であるため、今後ブランド力を高めていく必要があります。第5次総合計画では、木材、木質系工業の振興を計画していましたが、町内の製材所がなくなったため施策として取り組めませんでした。

第三次産業は、中芸地区商工会と連携した商業振興や、奈半利ブランドとなる商品・料理・サー

ビスを提供する店づくりの支援を行っています。また、地産外商の拠点として集落活動センターの外商活動が必要になっています。観光・交流分野においても、集落活動センターが拠点としてガイドの受付窓口となっており、歴史文化資源を活用した観光を推進しています。今後、自然体験も含めた観光振興が求められています。

町民の皆さんの産業分野に対する満足度は低くなっています。人材育成を進め、起業や企業誘致を展開して、みんなが活躍し輝いているまちづくりを実現することが期待されています。

③子育て・保健・医療・福祉

本町は、「子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

子育てについては、妊娠、出産、乳幼児期から成長過程を通して切れ目のない支援を行っています。少子化と共働き家庭が一般化する中で、保育に対する需要は高まっており、「認定こども園なはり」での保育サービス提供に努めています。小学校低学年の児童に対しては、子どもの居場所づくりとして「児童クラブ（みんなのおうち）」「あったかふれあいセンター」「あったか塾」を実施しており、地域で子育てを支え合う取組みとなっています。そして、乳幼児及び児童の医療費の無料化を実施しています。子育て環境の充実に対する町民の満足度は比較的高くなっていますが、施策に対する期待度も高く子育て支援のさらなる充実が求められています。

保健・医療・福祉においては、関係機関が連携し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を提供するために、地域包括ケアシステムの構築を進めています。医療面では、救急対応できる病院がなく医療体制が脆弱なため、医療圏域での医療体制確保の取組みを進めています。町民の健康な暮らしに向けて、地域のみなさんと保健・医療・福祉の関係者、警察・消防なども一緒になって、対応力の高い地域包括ケアを実現していくことが求められています。さらに、障がいがある人も高齢者も分け隔てなく生活し、活躍できる地域共生社会をつくっていくことが求められています。

④教育・文化・スポーツ

本町は、「明日を拓く人を育み、独特な文化が育まれるまちづくり」を進めています。

教育は、人の成長に合わせて就学前教育、学校教育、生涯学習環境の向上を行っています。

就学前教育については、「認定こども園なはり」で専門的に行い、親育ち支援の充実にも努めています。

学校教育については、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、児童・生徒一人一人を大切にした教育の実践をしています。それを通して、児童生徒の目的意識を醸成し、社会性を育成するように努めています。

生涯学習環境の向上については、生涯各期の学習要求や課題に対応した社会教育活動の振興を推進しており、生涯学習推進大会を年1回開催し、生涯学習の意義を発信しています。また、芸術文

化活動・鑑賞などの支援、郷土文化の継承・保存、生涯スポーツ活動の普及・定着などに取り組んでいます。

芸術文化活動に関しては、本町の誇りとなるような文化を育むことを目指し、芸能発表会・町内美術展を開催し、活動のネットワーク化を図っています。

郷土文化に関しては、地域に親しまれている祭りや行事の継承・保存に努めるとともに、歴史文化財を再生・復活させる取組を支援してきました。

生涯スポーツに関しては、誰もが気軽に生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむことができるように、町民運動会をはじめ、各種スポーツ教室や大会などを開催し、生涯スポーツの普及・定着に取り組んでいます。スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、指導者の育成に努め指導体制の充実を図ることが求められています。

⑤地域コミュニティ・交流

本町は「地域内外の交流・連携が活発なまちづくり」を進めています。

地域づくりは、住民主体のコミュニティ活動が中心となって進んでいます。地域コミュニティは、環境との共生や少子・高齢化が進むこれからの社会で、公益的活動の一翼を担う存在としてますます重要となっています。そして、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本とし、平成28(2016)年度に「集落活動センターなはりの郷」を設立し、地域づくりに取組み、地域住民の連帯意識を高めてきました。集落活動センターに参画する団体・グループの活性化と人材発掘やリーダー養成を図り、活動を継続的に推進する必要があります。

地域間交流や国際交流活動は、草の根レベルでの交流活動が期待されています。主体的な活動は住民・地域で、活動支援は行政が行うという役割分担と連携で推進しています。都市と農山漁村との交流では、体験型イベントを実施し本町の魅力をPRすることにより、10,000人/年の集客人数を達成してきました。UIJターン者の受入では、相談窓口の設置、空き家情報の発信、移住モニターハウスの整備を進めてきましたが、平成30(2018)年度の移住モニターハウスの稼働率は26%に留まりました。今後は空き家バンク事業や移住体験ツアーに取組み、移住モニターハウスの稼働率を高め、移住者増につなげて行く必要があります。

国際交流では、在住外国人や留学生へのサポートを行い、国籍に関係なく互いに協力し合う地域づくりを推進しています。奈半利中学校の生徒には海外派遣事業を隔年で実施し、国際感覚の育成と国際交流の推進を図りました。今後も、児童・生徒、青年、高齢者などとのより広範な交流を図り、国際理解教育、国際交流・協力事業を推進する必要があります。

⑥行財政

本町では、公共的な課題は住民と行政がともに担うとの考え方に立ち、地域、住民との協働により効率的な行政運営を目指してきています。行財政運営の持続化には、職員が能力を発揮することが必要であることから、人事考課制度による職員の能力評価を行うとともに、職員研修を積極的に進めました。また、法令遵守の徹底と公正な事務手続きを基本とした安定した自治体運営を行う必要があることから、公文書管理の適性化、町政の情報公開、情報の透明化が必要であると考えています。

地域、住民との協働に向けて、ふるさと納税で得た収益を活用し、集落活動センターとしてできることについて、住民と対話をしながら検討する仕組みを構築しました。今後も「協働の森づくり事業」など、協働のまちづくりの確立に向けて住民の参加機会の充実を図っていく必要があります。

3 第6次奈半利町総合計画に求められるもの

①第2期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体となった計画づくり

本総合計画は人口減対策に集中して取組み、令和42(2060)年に人口2,500人を維持することを目指しています。令和元年度に策定されている第2期総合戦略との関連性を示し、施策を一体的に進められるようにします。

②持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れた計画づくり

地球上の誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsを、本町も本総合計画に取り入れます。なお、SDGsは世界基準の目標であり、本町に取り入れる場合はターゲットや指標を確認して各種施策に対してローカライズした目標設定が必要です。本総合計画にSDGsを取り入れ、各種施策との関係性を分かりやすく示すことで、本総合計画が世界に対して貢献していることが示せます。

第 2 編. 基本構想

第1章 まちの将来像

本町の 10 年後、20 年後を担う中学生たちが思い描くまちのイメージは、“豊かな自然との共生”、“生き生きと輝く人たち”、“楽しく多様な交流”です。彼らが担い手となって活躍しているこのまちの将来像を、次のように定めます。

人が生き生き輝き、美しく魅力あふれるまち なはり

奈半利町が町政をしいて 104 年、とても小さいまちですが、奈半利川には鮎が遡上し、太平洋には美しいサンゴ群がみられる豊かな自然があります。ごめん・なはり線と新たにつながる高規格道路により、人やモノが元気に交流することが期待されます。ここに暮らすみんなが、それぞれの役割をもって生き生きと活躍し、訪れる人も元気になれる奈半利町を目指します。



第2章 まちづくりの基本理念

本総合計画は、本町のまちづくりの方針を町民の皆さんと共有するためのものです。ここで言う『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会、経済、文化、環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素を含めて、わたしたちの暮らしを創っていく過程です。これからの新しい時代に向けて、まちづくりのプロセスを支えるための基本的な考えとなる基本理念を次のように定めます。

①みんなが安心して暮らせるまちづくり

本町は海、山、川で構成された豊かな自然を誇りとしています。自然の恵みの中でいつまでも住み続けられる生活基盤と、発生が予測されている南海トラフ地震や豪雨・台風災害にも対応できる防災体制を整えることで、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

②みんなが生き生きと活躍しているまちづくり

未来を夢見る子どもたち、その子どもたちを育て経済をけん引する現役世代、経験と知識を地域に役立てている熟年世代、みんなが生き生きと活躍しているまちには元気があふれています。町民一人一人が幸せを実感するのは、それぞれが役割を持って活躍することで地域に貢献しているときではないでしょうか。みんなが生きがいを持って活動する、町民総活躍のまちづくりを進めます。

③みんなが健やかに成長しているまちづくり

本町に生まれた子どもたちが健やかに成長し、次代を担ってくれることが持続的なまちづくりにつながります。そして、すべての世代が様々な立場で教育の機会をとらえ、成長することでそれぞれの役割を果たせるようになります。町民みんなが成長するまちづくりを進めます。

④みんなが進める協働のまちづくり

わたしたちの社会を構成しているのは、町民・地域コミュニティ・事業者・団体・町といった多様な主体です。相互に助け合いながら協力し合う「協働」をさらに進め、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、生き生きと輝くまちの未来を一緒に目指していく協働のまちづくりを進めます。

第3章 基本目標

本町の将来像の実現に向けて、基本目標を次のように定めます。

1. 人と自然が共生して活躍する、輝いているまちづくり

人が活躍する基盤は、本町の自然と共生したうえで快適に暮らせるように整備していきます。この基盤を活かしながら、一次産業を基幹産業と位置付け、食品加工の二次産業、観光交流の三次産業を発展させ、みんなが活躍できるまちづくりを推進します。そして、地域コミュニティの活動も生き生きと行い、様々な地域の人たちとの交流を深めて関係人口から定住人口へと進展させることを目指します。

- (1) 人と自然が共生し、快適に暮らせる基盤づくり
- (2) 自然の恵みを生かした一次産業（農・林・水産）の振興
- (3) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興
- (4) 奈半利町を味わい満喫するサービス・交流産業の振興
- (5) 力強く多様で新たな産業の展開
- (6) 住民自らの手によるまちづくりの推進
- (7) 様々な地域の人たちとの交流の促進

2. みんなが健やかで安心して暮らせるまちづくり

わたしたちは、自然と共生したより良い生活環境で暮らしていきたいと考えています。そのような環境をつくるために、地球にやさしい環境負荷の少ない生活スタイルを実践していきます。そして、子どもからお年寄りまで、すべての人が安心して健やかに暮らすために、子育て・保健・医療・福祉の充実に努め、支え合いながら心のかよいうまちづくりを進めます。

- (1) 環境負荷の少ない生活スタイルの実践
- (2) 子育て環境の充実
- (3) 明日の社会を担う人づくり
- (4) 健康づくりと安心できる医療の充実
- (5) 地域で支え合う福祉の充実

3. 明日を拓く人を育み、我が町の文化が育まれるまちづくり

本町の未来を担う子どもたちを、幼児教育から学校教育を通してたくましく育てるとともに、一人一人の多様性を理解し尊重し合いながら、社会を創っていける人づくりを進めます。そして、本町の伝統文化に誇りを持ち、スポーツ・文化・芸術活動及び生涯学習を通して、わが町の文化を育むまちづくりを目指します。

- (1) 就学前教育の充実
- (2) たくましく自立した人を創る学校教育の推進
- (3) 郷土の文化を大切にする生涯学習

4. 住民との協働による持続可能な行財政運営の推進

地震・津波・豪雨などの災害に対応する安全なまちづくりを住民との協働で進めます。そして、情報共有を図りながら、住民とともに町を運営する協働のまちづくりを推進します。町の組織は、環境に合わせて柔軟な体制をとりながら、むだがなく効率的かつ持続可能な行財政運営を目指します。

- (1) 災害などに備える安全なまちづくり
- (2) 情報共有を踏まえた住民自治と協働のまちづくりの推進
- (3) 行財政改革の推進
- (4) 効率的で実効性が高く、柔軟な行財政運営の推進
- (5) 広域行政・広域連携の推進

第4章 施策体系

1. 施策体系

基本構想で示す「将来像」「基本理念」「基本目標」と、基本目標ごとに進める「基本施策」を一覧表で示したものを第6次総合計画の施策体系とします。32ページに示します。

2. 第2期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

第6次総合計画は、令和元（2019）年度に策定した第2期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略と記載する）と一体的に推進します。総合戦略は、4つの基本目標にそれぞれ2～3の施策を設定しています。総合計画の基本施策と総合戦略の施策の関係を、33ページに示します。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限として、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境政策を統合して広範な課題に取り組むことが求められています。

国では、平成28（2016）年12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などにSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGsの理念は、本町がまちづくりで目指す「人が生き生き輝き、美しく魅力あふれるまち」という将来像と方向性を同じくするものです。本町では、第6次総合計画策定にあたって、各施策にSDGsの目指す17の目標を関連付けることとし、各施策の取組がSDGsに資することを意識して、まちづくりを推進します。

総合計画の20の基本施策と、SDGsの17の目標の関係を34～35ページに示します。

第 6 次奈半利町総合計画 施策体系

【将来像】 【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

人が生き生き輝き、美しく魅力あふれるまち なはり

- ① みんなが安心して暮らせるまちづくり
② みんなが生き生きと活躍しているまちづくり
③ みんなが健やかに成長しているまちづくり
④ みんなで進める協働のまちづくり

1	人と自然が共生して 活躍する、輝いている まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)人と自然が共生し、快適に暮らせる基盤づくり (2)自然の恵みを生かした一次産業(農・林・水産)の振興 (3)地域資源を活かしたものづくり産業の振興 (4)奈半利町を味わい満喫するサービス・交流産業の振興 (5)力強く多様で新たな産業の展開 (6)住民自らの手によるまちづくりの推進 (7)様々な地域の人たちとの交流の促進
2	みんなが健やかで 安心して暮らせる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)環境負荷の少ない生活スタイルの実践 (2)子育て環境の充実 (3)明日の社会を担う人づくり (4)健康づくりと安心できる医療の充実 (5)地域で支え合う福祉の充実
3	明日を拓く人を育み、我が 町の文化が育まれる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1)就学前教育の充実 (2)たくましく自立した人を創る学校教育の推進 (3)郷土の文化を大切にする生涯学習
4	住民との協働による 持続可能な 行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1)災害などに備える安全なまちづくり (2)情報共有を踏まえた住民自治と協働のまちづくりの推進 (3)行財政改革の推進 (4)効率的で実効性が高く、柔軟な行財政運営の推進 (5)広域行政・広域連携の推進

第 2 期奈半利町まち・ひと・しごと創生総合戦略 施策対応

	目標 1			目標 2			目標 3		目標 4	
	1	2	3	1	2	3	1	2	1	2
1									●	
	●	●	●			●				
		●	●							
		●	●	●	●					
	●									●

基本目標 1	かせぐ《地産外商により安定した雇用・産業を育成する》
1 人材の確保・育成 2 地産の強化 3 奈半利ブランドの確立・外商の強化	

2										
							●	●		
	●							●		
							●		●	

基本目標 2	にぎわう 《関係人口づくりから移住への新しい人の流れをつくる》
1 観光の振興 2 交流人口の拡大から関係人口づくり 3 移住の促進	

3								●		
	●							●		
					●					

基本目標 3	かなえる《若い世代の希望を応援する施策を推進する》
1 結婚・出産の支援 2 子育て支援	

4									●	
	●								●	●

基本目標 4	ささえる《地域内連携により暮らしを守る》
1 安心・安全のまちづくり 2 強みを生かした連携の推進	

総合計画の基本施策とSDGs目標との関係

20 基本施策×17SDGs	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
1-1 人と自然が共生し、快適に暮らせる基盤づくり			●			●
1-2 自然の恵みを生かした一次産業（農・林・水産）の振興		●				
1-3 地域資源を活かしたものづくり産業の振興						
1-4 奈半利町を味わい満喫するサービス・交流産業の振興						
1-5 力強く多様で新たな産業の展開				●		
1-6 住民自らの手によるまちづくりの推進						●
1-7 様々な地域の人たちとの交流の促進						
2-1 環境負荷の少ない生活スタイルの実践			●			●
2-2 子育て環境の充実		●	●			
2-3 明日の社会を担う人づくり	●		●	●	●	
2-4 健康づくりと安心できる医療の充実			●			
2-5 地域で支え合う福祉の充実	●	●				
3-1 就学前教育の充実				●		
3-2 たくましく自立した人を創る学校教育の推進				●		
3-3 郷土の文化を大切にす生涯学習				●		
4-1 災害などに備える安全なまちづくり						
4-2 情報共有を踏まえた住民自治と協働のまちづくりの推進					●	
4-3 行財政改革の推進						
4-4 効率的で実効性が高く、柔軟な行財政運営の推進						
4-5 広域行政・広域連携の推進						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさ も守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさ も守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップで 目標を達成しよう
		●		●				●		
	●			●	●		●	●		
	●				●					
●	●	●	●					●		
			●	●						
●				●	●	●		●		
									●	
	●		●							
			●	●						
						●				
	●		●	●	●				●	
				●		●			●	
		●							●	●
									●	
					●					●
										●

第3編. 基本計画

第1章 基本計画について

第2編第3章で示した4つの基本目標に対して、それぞれの基本施策（20 施策）を設定しています。基本計画は、20 の基本施策の内容を示すものです。次ページ以降に示します。

下記に、基本施策の見方を説明します。

（4）奈半利町を味わい満喫するサービス・交流産業の振興

基本施策の方向性

- 本町では、過疎化・少子高齢化と交通体系の整備に伴う生活圏域の広域化等の進展につれて、商業活動の縮減、商業集積地の空洞化が進んできています。商業集積地の再編整備、商業活動の活性化、高齢者をはじめ交通弱者の購買ニーズへの対策を進めます。
- 本町では、奈半利川をはじめ自然、歴史・文化、産業など数多くの地域資源を活かし、観光・交流の拡大、集客交流産業の振興を図るため、各地域の豊かな歴史的・自然的観光資源のネットワーク化、観光・交流施設等の整備促進、体験型イベントの開催や滞在施設の整備などを図ります。



具体的な施策

施策1 商業・サービス機能集積地域の整備・活性化

ア. 本村地区の街並みを活かした商業サービス

本村地区を対象に、中芸地区商工会などと連携して、歴史的・文化的な特性を活かした街並み整備と商業・サービス機能の再編整備・活性化を図ります。本村地区の商業集積地においては、地域特産品や地域文化を活用した「奈半利ブランド」の商品・料理・サービスを提供する魅力ある商店・飲食店づくりを促進します。

商工会と連携し情報収集を行い、企業とのネットワークを構築しつつ空き店舗及びシェアオフィスを整備し、事業者の誘致を進めます。

【具体的な事業】・サテライトオフィス誘致

イ. 住民支援型商業の展開

高齢者等の購買ニーズに応えられるよう、商業を主体に福祉等との一体的な取り組みにより、商工会をはじめ関係者と連携して、比較的日常性の高い商業・サービス機能の充実を図るなど、住民支援型商業の展開と形成に努めます。

ウ. 販売施設などでの販売促進

ごめん・なはり線の終始発駅である「なはり駅」販売施設での、地域産品を主とする品揃え、手づくり良品の開発、実演販売、情報通信機能を活用した販促活動などを進めます。また、農林漁業と連携した魅力ある「奈半利ブランド」の商品・料理・サービスの研究開発・販売促進を支援します。

基本施策のタイトル

基本施策の方向性
施策の大きな方向性を説明しています。この施策で何をを目指すのかを表します。

具体的な施策

基本施策を進めるための具体的な施策を示します。
施策1が施策名で、以下その内容を説明しています。ア、イ、のように、分けて説明している場合があります。



SDGsアイコン

基本施策と関連のあるSDGsのアイコンを示しています。基本施策を進めることで、SDGsの目標にも近づくことになります。

第2章 基本目標ごとの基本施策について

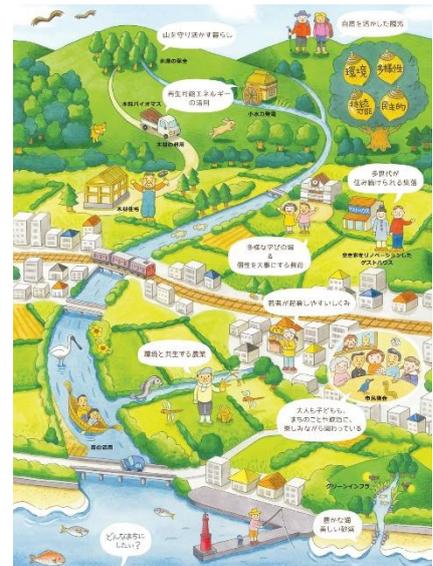
基本目標 1

人と自然が共生して活躍する、輝いているまちづくり

(1) 人と自然が共生し、快適に暮らせる基盤づくり

基本施策の方向性

- 本町には、奈半利川の流域に、海、山、川、平地など多様で豊かな自然があります。この自然と共生していくために、森林、里山、農地、河川、海岸などを保全し、河川や海の水質汚濁防止する取組を進めます。
住民一人一人が「自然と親しみ自然を愛する」行動を行い、町域の自然度を高めます。
- 地形・地理条件、住民の年齢や家族構成、人口密度など地区の状況に応じて、自然環境との調和を考慮しながら、交通・情報通信、公営住宅・分譲宅地、公園・緑地、水道用水供給・下水処理施設、消防・防災施設など社会基盤、生活基盤の整備を計画的に進めていきます。



具体的な施策

施策 1 環境に配慮した山・川・海岸の整備

ア. 里山環境の保全

里山が、人の福利と生物の多様性の両方を高める可能性があることに着目し、土地と自然資源を最適に利用・管理することを通じて、人間と自然環境の持続可能な関係を再構築することを目指します。とくに、里山の農業基盤整備を推進するとともに、耕作放棄地などの新たな活用方法を検討し、農地の保全を図ります。

イ. 河川環境の保全

本町にとって最も貴重な自然資源である奈半利川をはじめ河川的环境を保全するため、発生源で生活排水や産業廃水による負荷を軽減し、かつ地域の条件にあった生活排水処理施設や下水・排水路の整備により水質浄化を図ります。



奈半利川については、魚梁瀬ダムからの濁水流入の長期化に伴う河川環境の悪化により、鮎・うなぎなどの魚族資源が減少しており、水質汚濁防止対策として、河川の流域町村が協力しダム上流における間伐の促進や、工事用土砂の流出を防止するなど自然環境の保全に努めるとともに、公害防止思想の普及に努めます。

ウ. 海岸・河川・砂防事業の推進

南海トラフ地震に備えて、海岸保全事業、避難道路、避難場所の整備など津波対策を推進します。土石流や崖崩れなどの災害防止のため、砂防事業、河川護岸工事、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修や水路改修などを実施します。

エ. 自然環境に配慮した公共事業などの実施

生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、農地や森林の保全を推進します。また、多自然型工法を取り入れた河川改修など自然環境に配慮した公共事業などの実施を推進します。

施策2 交通基盤・機能の整備

ア. 安全快適な道路の整備

本町においては、物流基盤と地域内外の交通機能を強化するため、阿南安芸自動車道の早期完成と国道（55号、493号）の改良の促進を図るとともに、地域の生活道路である町道などの整備充実を推進します。また、交通安全施設の整備に取り組めます。

イ. 公共交通と交通拠点の整備

ごめん・なはり線については、交通拠点としてのターミナル機能の充実を図るとともに、駅周辺の活性化に努めます。また、誰でもが気軽に外出ができる環境づくりに向けて、高齢者、障がい者や児童・生徒などの交通手段の充実を図ります。

ウ. 奈半利港の整備・充実

奈半利港については、県の港湾整備計画により整備を進めるとともに、河口対策、高潮対策、また南海トラフ地震対策の防災施設整備事業などの促進に努めます。物流・防災機能だけでなく、住民をはじめ本町を訪れる人々の憩いの場としても利用される、親水・レクリエーション機能を持った港湾整備を促進します。

施策3 住環境の整備

ア. 住宅・宅地整備の推進

若者やU I Jターン者などの定住を図るために、出身者を含めた定住ニーズの把握に努め、新たな持ち家や建替えの需要が円滑に充足されるよう住宅金融支援機構資金、勤労者財産形成促進法、その他制度資金を活用し、持ち家住宅の建設促進を助長します。また、空き家の適正な維持管理と有効活用などを促進します。

住宅建築に際しては、省エネルギー・省資源住宅や地元産材を使用した住宅の普及など、地域の気候風土や景観と調和した住宅の整備を促進します。福祉部門などと連携しながら、高齢者や障が

い者が生活しやすい安全な住宅づくりに向けて、情報提供や相談窓口の設置、住宅改造の融資制度・助成制度の活用促進、耐震化の支援などに取組みます。

本町における公営住宅の戸数を踏まえ、老朽化した公営住宅について長寿命化計画に基づき、修繕・改修・用途廃止の判断を行っていきます。

イ. 住環境の整備

快適で安全な住宅地づくりに向けて、生活道路や防災道路、遊休地を利用した広場や公園、駐車場などの環境整備を図るとともに、自然と調和した美しい景観の住宅地づくりに努めます。

高齢者・障がい者に配慮した公共交通の確保や公共・公益施設の整備を進めます。

施策 4 上水および生活排水施設の充実

ア. 上水道施設の整備

安全で衛生的な生活用水を安定的に供給し、かつ食品工業など各種の水需要に対応するために、簡易水道の施設の充実整備に努めるとともに、老朽化した送水管・配水管の更新、簡易水道改修布設工事に取り組めます。

また、加領郷簡易水道については今後も水源確保のため、周辺の自然環境の保全に努めます。

飲料水供給施設（米ヶ岡・花田・平・宇川・須川・久礼岩）については、各施設とも老朽化が著しいため、全町的な給水体制の確立を図るとともに、これらの施設について点検・補修を含め計画的な改修・整備を促進し、良質な水の安定供給を図ります。また、各飲料水供給施設の統合を検討し、より良好な水と安定供給のため、水源の確保に努めます。

イ. 生活排水対策の充実

本町では、生活排水やし尿を適切に処理することを通じて、快適で衛生的な生活環境を実現するために、年次計画にそって適切な施設管理を行っていきます。

(2) 自然の恵みを生かした一次産業（農・林・水産）の振興

基本施策の方向性

- 農業では、地域に合った作物による農業経営の確立を図りつつ、地産外商の農業生産・農産物供給とブランド化・産地化を推進し、農産加工品も合わせて販路開拓に取り組みます。農業の担い手は、認定農業者を中心とした基幹的担い手・経営体の育成と集落営農組織の育成を進めます。畜産・耕種が連携した土づくりや有機栽培とともに、農業用廃プラスチックの適正処理など環境保全型農業を進め、ほ場や農道、農業用水路、ため池などの整備を促進します。
- 林業は、木材価格の低迷に対して、作業路網の整備による木材搬出・保育・育林コストの削減と木材の付加価値向上を図ります。地域産材の有効利活用を目指し、木材加工・流通体制の改善を図ります。さらに、農業や水産業などと連携しながら、森林の公益的機能の発揮を推進します。
- 海面漁業は、変化していく海洋秩序の時代に対応するため、沿岸・沖合漁業を見直し、総合的漁業振興対策を進めます。
奈半利川での内水面漁業は、河川環境の悪化による鮎・うなぎなどの魚族資源の減少に対し、山林の間伐や工事用土砂の流出防止など自然環境の保全に努め、魚族資源の保護増加を図ります。これらの取組によって、沿岸・沖合と淡水での安定した漁獲量と、付加価値向上をめざします。



具体的な施策

施策 1 農業経営基盤の充実

ア. 魅力的な特産品づくりと販路の拡大

地域の農畜産物を活用した特産加工品や料理メニューの開発など、商品化に意欲的な事業者に対して、アドバイザーの派遣などを行い魅力的な産品作りを支援し、付加価値向上を目指します。

直販施設などでの販売促進を図るとともに、地産外商の取組みとしてなはりの郷が運営するインターネット通販や商談会への参加による販路の拡大を目指します。

イ. 農業基盤整備と農村環境の保全

経営体強化や規模拡大を目指す生産者に対して、農地の利用集積と遊休農地の有効利用を促進し、機械・施設の整備を支援します。地域特性や農業環境を考慮しながら、農業基盤整備を推進します。

地域・住民との連携により、国土保全・自然環境保全などの役割を果たす農地・水環境の保全・活用を図り、快適で美しい農村づくりに取組みます。

- 【具体的な事業】
- ・園芸用ハウス整備事業
 - ・環境制御技術導入加速化事業

ウ. 環境保全型農業の推進

町内で生産された堆肥の使用を中心とした有機無農薬栽培やマルハナバチなど減農薬栽培など、特長ある農産物を生産し「安全・安心ブランド」として確立するよう努めるとともに、環境と調和した環境保全型農業を推進します。米、野菜など地域の環境特性を利用した高品質な農畜産物の計画的な生産と効果的な供給を推進します。そのため、付加価値農産物作付面積（約 20ha）を維持し、安定して運用できるように努めます。

- 【具体的な事業】
- ・にがり（海洋深層水）による米づくり支援
 - ・天敵、マルハナバチ導入農家への支援
 - ・米ヶ岡地区集落維持・活性化事業

エ. 農業生産活動の維持・活性化

農家の高齢化や担い手不足が進んだため、平成 28（2016）年に設立した集落活動センターを活用し、不耕作地の解消、農作業受託に取組みました。これらの取組が集落営農活動などにつながるよう努めます。不耕作地を活用した生産拡大や担い手のない水稻栽培の作業受託で収益を上げることや、農業機械の共同利用によりコスト低減を進めることで収益構造の改善に務めます。

- 【具体的な事業】
- ・集落営農
 - ・拠点ビジネス支援事業
 - ・集落営農支援交付金
 - ・農作業受委託組織への支援
 - ・農業機械貸出事業

施策2 森林資源の活用と林業の振興

ア. 森林資源の保全と利活用の推進

土砂災害や水害の防止、水源かん養など、森林の持つ公益的機能を維持・増進するため、森林整備計画を策定し、長期的視野に立った森林の保全を推進します。森林を整備し適正な状態に保ち、かつ多面的に活用するために、除間伐の促進と合わせて、森林のゾーニングを加味しながら、単層林から複層林へ誘導し、木を伐って森を活かす取組を行います。また、長伐期施業化を目指し、木材生産のみでなく、他の産業との連携を図り、森林資源の利活用を促進します。

イ. 郷分生産森林組合による効率的な森林施業の促進

林業経営の健全な発展を図るため、林業生産活動の担い手として郷分生産森林組合の機能の充実と体制づくりに努めます。環境に配慮した低コストの作業道などの整備を進め、保育、間伐など集約的な施業の効率化を促進するとともに、育林施業計画に基づいた、枝打・間伐などの技術指導などを進め、優良材の生産に努めます。また、高性能な林業機械の導入による作業の省力化について検討します。

ウ. 森林の公益的機能の維持と活用

計画的な森林整備と林業振興を図るとともに、治山施設や保安林の整備を推進することを通じて、森林の持つ地球温暖化の防止や水源かん養、災害防止、景観・環境機能、豊かな海づくりなど、公益的機能の維持・増進を図ります。具体的には、協働の森づくり事業に取組み、森林保全を進め森林の有する多面的機能の向上を目指すとともに、川・海の自然環境及びサンゴなど流域の生きものが暮らす環境の保全に取組みます。

施策3 水産資源の活用と水産業の振興

ア. 水産業の振興

海面漁業においては、土佐湾を利用した定置網などの沿岸漁業、カツオー一本釣りなどの沖合漁業が行われています。また奈半利川での内水面漁業が行われています。資源管理型漁業として稚魚放流を継続的に進めるとともに、漁業近代化として設備支援や漁業経費の削減に取組み、漁業経営の維持・安定化や漁家の所得安定を目指します。また、水産物流通の改善による漁獲物価格の安定と向上、水産物加工による付加価値向上をめざした体制強化に取組みます。

- 【具体的な事業】
- ・沿岸漁業者経営構造改善促進事業
 - ・新規漁業就業者支援事業
 - ・漁船導入支援事業

イ. 水産業基盤の整備

奈半利港漁港区の整備充実を図るとともに、加領郷漁港整備については、県の漁港整備計画に伴い、改修事業を促進し施設の整備・近代化に努めます。

ウ. 漁業協同組合の機能と指導體制の強化

漁業振興を図るうえで漁業協同組合の役割は大きく、その機能の助長に努め、経営近代化・経営改良など指導援助の体制づくりに努めます。

施策4 一次産業の担い手確保

ア. 農業の担い手育成・確保

将来にわたり本町の農業を支える中核的な担い手として、認定農業者など意欲的で経営感覚に優れた農業者を育成するために、営農指導の充実、研修・研究体制の制度、家族協定の普及などを促進します。新規就農研修施設を活用し、新規就農者の確保・育成を図り、多様な就農希望に対応できる体制を整えます。

女性や高齢者、定年退職者など多様な担い手が農業に従事できるよう、農作業の受委託制度の導入・整備、技術指導などを促進します。

- 【具体的な事業】
- ・新規就農者受入事業
 - ・担い手育成・確保対策事業
 - ・「農業担い手育成センター」などでの研修支援
 - ・町有ハウスを活用した研修の実施

イ. 水産業の担い手育成・確保

高齢化によって深刻化する漁業の後継者問題に対応するため、高知県漁業就業支援センターが窓口となり、令和元(2019)年から地元漁業者の協力のもと就業希望者に対する研修を行っています。この取組を継続し、新規漁業就業者の確保とこれからの漁業を背負う中核的担い手の育成に努めます。

- 【具体的な事業】
- ・新規漁業就業者支援事業
(高知県漁業就業支援センターの研修事業への参加者派遣)

施策5 一次産品のブランド化

ア. 奈半利ブランド農業の推進

消費者ニーズの把握に努めながら、消費者から選ばれる“安全でおいしい”農畜産物の生産地として、奈半利ブランドの確立(産地化)をめざします。また、商工業や観光事業とも連携し、「奈半利ブランド」の農畜産物や加工品の開発・生産・販売を促進する仕組みづくりに取り組めます。

イ. 水産物のブランド化

漁獲から水揚げ、選別、出荷に至る水産物の鮮度保持に取組み、産地のブランド化を図り、魚価の安定に努めます。

(3) 地域資源を活かしたものづくり産業の振興

基本施策の方向性

- 本町では、生鮮出荷主体の農林水産品や育ちつつある森林資源などの付加価値向上を促進するため、ものづくりのあり方を提案しながら、食品産業や木材・木質系産業などの振興に取り組めます。

具体的な施策

施策1 食品工業の振興

主に生鮮出荷してきた農林水産品の付加価値を向上させるため、地域の暮らしと文化の視点も含めた柔軟かつ幅広い食品工業の振興策を講じます。

消費者の購買意欲を高めるような商品の磨き上げ、開発などにより、売り上げの向上を図ります。法改正後のふるさと納税返礼品に対応できるように、開発した商品の生産体制を維持していきます。これらの商品が売れるように、販路開拓に努めます。

施策2 ものづくり産業の継承と再生

地域資源を活用した地場産業の振興などによって雇用の確保につなげるため、地域のくらしやしごとの技能・技術を継承・活用するとともに、体験学習の仕組みづくりを進めます。

（４）奈半利町を味わい満喫するサービス・交流産業の振興

基本施策の方向性

- 本町では、過疎化・少子高齢化と交通体系の整備に伴う生活圏域の広域化などの進展につれて、商業活動の縮減、商業集積地の空洞化が進んできています。商業集積地の再編整備、商業活動の活性化、高齢者などの購買ニーズへの対策を進めます。
- 本町では、奈半利川をはじめ自然、歴史・文化、産業など数多くの地域資源を活かし、観光・交流の拡大、集客交流産業の振興を図るため、各地域の豊かな歴史的・自然的観光資源のネットワーク化、観光・交流施設などの整備促進、体験型イベントの開催や滞在施設の整備などを図ります。



具体的な施策

施策 1 商業・サービス機能集積地域の整備・活性化

ア. 町並みを活かした商業サービス

中芸地区商工会などと連携して、歴史的・文化的な特性を活かした町並み整備と商業・サービス機能の再編整備・活性化を図ります。商業集積地においては、地域特産品や地域文化を活用した「奈半利ブランド」の商品・料理・サービスを提供する魅力ある商店・飲食店づくりを促進します。

商工会と連携し情報収集を行い、企業とのネットワークを構築しつつ空き店舗及びシェアオフィスを整備し、事業者の誘致を進めます。

【具体的な事業】 ・サテライトオフィス誘致

イ. 住民ニーズ対応型商業の展開

商業の原点でもある御用聞き型の営業の活用により、困りごとなど住民のニーズを捉え、他の商業サービスへとつなげていく問題解決型の営業ネットワークの形成を目指します。

ウ. 地域製品の販売促進

ごめん・なはり線の終始発駅である「奈半利駅」販売施設などでの、地域産品を主とする品揃え、手づくり良品の開発、実演販売、情報通信機能を活用した販促活動などを進めます。また、農林漁業と連携した魅力ある「奈半利ブランド」の商品・料理・サービスの研究開発・販売促進を支援します。

地産外商の拠点となる集落活動センターは、地域資源を活用した特産品、加工品などの仕入れ、



発送を担当してきており、引き続きその機能が発揮されるよう支援します。さらに、「なはりの郷通販ショップ事業」を拡充し事業者の参加を推進します。事業者が自社でネット通販ホームページを開設できるように支援を行います。これらを通して外商活動を推進します。

- 【具体的な事業】
- ・ふるさと納税返礼品集出荷事業
 - ・なはりの郷通販ショップ事業
 - ・なはりの郷通販ショップへの事業参加の推進
 - ・「自社ネット通販ホームページ」の開設支援事業

工. 消費者の満足度を高める商工サービス業の育成

地域住民だけでなく交流人口への対応も考慮に入れて、営業日や営業方法の見直しや販売促進活動の改善を進めるとともに、生活者や来訪者の満足度を高める商・工・サービス業の育成に取り組めます。県や中芸地区商工会などと連携し、商業・サービス業の情報化の推進を図るとともに、若者や女性、退職者、農業者や漁業者などによる店づくりを支援します。

地域総合経済団体である中芸地区商工会などと連携して、企業経営近代化、経営改善など、指導相談・援助の体制を確立するよう努めます。

施策2 観光・交流基盤の整備

ア. 観光・交流資源の整備・充実

観光と交流の拡大に向けて、奈半利川をはじめとする多くの自然的な観光資源の活用と、指定文化財、史跡、登録有形文化財を活かした奈半利町の古い町並み、並びに奈半利港、加領郷漁港の海釣り観光の拠点化や、歴史・文化的な観光資源の整備・充実を推進します。奈半利沖のサンゴなどの恵まれた海洋資源を活用し、海岸整備により観光漁業のレベルアップを含めた、地域の活性化に努めます。

今後は、自然資源を活用した観光へのテコ入れが必要となっているため、体験型観光・交流としての自然体験を行う観光拠点施設の整備、奈半利駅への観光コンシェルジュ機能の設置を推進します。

イ. 観光資源のネットワークと観光戦略づくり

観光形態の基本的な転換を図るため、町内外の関係団体などと連携しながら、観光資源と滞在施設など観光施設のネットワーク化を進め、広域的な循環型観光ルートを開発するとともに、通年型観光への転換をめざすために、新たな観光資源の発掘・整備、地域産業との連携を行い、各地域の特色ある行事を主なイベントとして位置づけます。

本町の観光の核となる自然豊かな海・山・川を生かした米ヶ岡生活体験学校、奈半利町海浜センター、ふるさと海岸などの自然的観光資源及び登録有形文化財を生かした古い町並み、藤村製絲記念館、野根山街道などの歴史的、文化的観光資源の磨き上げと新たな観光資源を発掘するとともに、ちびっこトリアスロン、野根山街道散策ツアーなどのイベントを組み合わせた観光戦略づくりをさらに進めるとともに、観光商品化を推進します。さらに、豊かな自然環境を背景とした暮らしや仕事を体験する観光・交流活動を中心に、住民との“心のふれあい”を大切に、将来にわたる交流

活動を推進します。

また、中芸・安芸広域での観光客の共同誘致やインターネットを利用した観光情報の発信により、観光PRの充実に努めます。観光資源の発掘や観光メニューの整備を進め、観光情報の発信や広報支援を行います。

- 【具体的な事業】
- ・米ヶ岡生活体験学校・奈半利町海浜センターなどの観光資源の整備
 - ・イベントの企画・開催の支援
 - ・藤村製絲を活用した観光振興
 - ・観光情報の発信、広報支援

ウ. 集客交流施設の整備

本町における観光の消費単価を底上げし、地域経済を活性化するため、道路、標識、トイレなどの観光基盤の整備をするとともに、都市と農山村の交流を促進するための公共宿泊施設や、民宿・民泊施設の整備を行い民泊登録家庭の増加をめざします。また、既設のホテル・旅館については、顧客ニーズを踏まえて満足度を高める経営努力を促します。

施策3 集客交流産業の振興

ア. 集客交流拠点の利活用

ごめん・なはり線の終始発駅「奈半利駅」や、みなとオアシスとして登録された奈半利港を県東部の観光拠点、地域交流の拠点として、周辺地域を含めた各種の交流人口拡大策を推進します。都市部の住民を対象に本町の豊かな自然と安全でおいしい食材を提供する農林漁業の体験型イベントを実施し、本町の魅力をPRすることにより、交流人口の拡大と集落の活性化を図ります。

- 【具体的な事業】
- ・体験型イベントの実施
 - ・里山フェス、港まつり、ちびっこトライアスロンなど

イ. 地域を活用したツーリズムの推進

町、商工会、民間事業者が一体となって積極的な観光宣伝活動と郷土特産品を活用した土産物の研究開発に努めるとともに、来訪者の満足度を高める商・工・サービス業の育成、グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進などに取り組むことを通じて、集客交流産業を振興します。

独特の海浜・漁村空間と歴史・文化や暮らしのワザなどを活かして、漁具づくりや漁労体験、魚介類の調理などの漁村生活体験などを内容とするブルーツーリズムを推進します。

今後は民泊登録施設の稼働率向上を図り、新たな施設の発掘を行うとともに、利用者への情報発信を進めます。修学旅行など体験型観光への誘致を行い、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指します。

- 【具体的な事業】
- ・民泊の施設登録の推進
 - ・民泊施設の情報発信
 - ・修学旅行の誘致
 - ・米ヶ岡生活体験学校、奈半利町海浜センターの体験メニューの利用拡大

ウ. 地域イメージの向上と情報発信

来訪者にとって満足度の高い観光・交流となるよう、一人一人が“もてなしの心”を持った、ぬくもりが伝わる温かい交流を実践します。また、地域イメージの向上をめざし、イメージキャラクターの設定、観光サインの統一、多様なメディア（情報伝達媒体）を活用した情報発信などを推進します。観光の国際化に向けて、標識やサイン、案内資料などに外国語による表示を推進します。

サンゴ遊覧船、町並み散策など、観光資源を有効活用するため観光ガイドが活動しています。ガイドの高齢化に対応するため、新規ガイドの育成と現行ガイドの磨き上げを行い、本町の観光の魅力を強化します。また、無人ガイドの導入も進め、ガイドの高齢化を補完します。

地域のイベント情報や地場商品の広報活動、販路拡大などを図るため、地域の情報提供の推進に努めます。

- 【具体的な事業】
- ・観光ガイド育成研修事業
 - ・無人ガイドの導入
 - ・インバウンド事業での観光パンフレットの作成

エ. 広域観光・広域交流の推進

本町の特徴を明確に打ち出すとともに、近隣市町村との連携を図りながら、数多くの観光資源が連携した広域観光を推進します。そのために、広域観光ルートの開発、広域インフォメーションサイトの整備などに取組みます。

高知県東部観光協議会による広域観光組織の機能強化に協力し、県東部地域の観光パンフレット作製や観光モデルコースの設定など、広域での連携を図ります。

- 【具体的な事業】
- ・広域観光組織の機能強化

(5) 力強く多様で新たな産業の展開

基本施策の方向性

- 絶え間なく変化する経済情勢に対応できる多様な産業振興は、安定した生活基盤の確立と地域活性化の向上につながります。本町では、変化する経済情勢に対応できる多様な産業振興を進めるため、地域に根差した事業展開としての事業承継や、時代を先取りした新たな起業への支援に重点的に取り組めます。



具体的な施策

施策1 新事業や起業による産業展開

ア. 新たな事業や事業承継の推進

地域産業を振興・活性化するため、中芸地区商工会などと連携して、既存企業の育成強化と経営近代化のための指導に努めるとともに、創造的で意欲的な事業者の新たな取組に対して、経営支援を推進します。また、新たな視点に立った地域産業のあり方に関する調査研究を進めます。

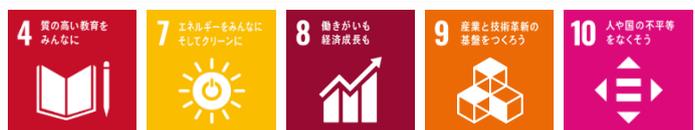
後継者がいないため事業継続が難しい企業に対して、事業を引き継いで発展させようとする若い人材を紹介する事業承継支援を推進します。

イ. 新たな起業の支援

若者や退職者、育児期にある女性などを対象として、また、U I J ターン者の技術・知識を生かして、基幹産業である農林水産業の地域資源を利活用した新たな起業をはじめ、さまざまなコミュニティ（地域密着型）ビジネスの展開、テレワークの促進、地域環境を生かす起業など、新しい事業展開を促進し、地域産業の活性化を図ります。

高知県が実施している「土佐MBA」などへの受講支援を行い、起業や事業承継が行える人材の育成を図るとともに、創業や事業承継に関するセミナーを開催し、その分野のスキル向上を図ります。

- 【具体的な事業】
- ・「土佐MBA」などの講座の周知及び受講者募集活動
 - ・受講者への助成事業（受講料、交通費の補助など）
 - ・創業や事業承継に関するセミナーの開催



施策2 積極的な企業誘致と雇用促進

ア. あらゆる分野の誘致企業の支援

新規雇用を生み出す誘致企業については、法的な減免措置がとれるように努めます。製造業に限らず、テレワークを行うソフト産業の誘致も含めて、積極的な企業誘致を進めます。

自然豊かな地形、豊富な水資源、大型船舶が利用できる港、船舶修繕ドックなど本町が有する優位性を生かしたPR活動を行います。また、中芸光ネットワークによる通信基盤を生かし、テレワークを活用する企業を積極的に誘致します。

イ. 雇用の促進

セミナーなどを開催し中核人材を育成しながら、足腰の強い産業の育成による雇用を促進します。また、若者定住環境整備の一環として、地元企業への就職支援、技能・技術研修支援に取組みます。人材育成セミナーなどの周知を図るなど、参加促進に努めます。

施策3 奈半利町ブランドによる販売促進

ア. 奈半利町ブランド戦略の推進

地域イメージの向上、地域ブランド戦略の立案、そして戦略に基づく商品の開発に取組みます。

奈半利町イメージキャラクターとして「きんめにゃん」を作成しました。公式HP、SNS、町内イベントなどでの「きんめにゃん」のPR活動を推進します。

イ. 通販ショップによる販売展開

「なはりの郷通販ショップ事業」を拡充し、事業者の参加を推進します。また、事業者が自社でネット通販ホームページを開設できるように支援を行います。これらを通して外商活動を推進します。

- 【具体的な事業】
- ・ふるさと納税返礼品集出荷事業
 - ・なはりの郷通販ショップ事業
 - ・なはりの郷通販ショップへの事業参加の推進
 - ・「自社ネット通販ホームページ」の開設支援事業

(6) 住民自らの手によるまちづくりの推進

基本施策の方向性

- 今後の地域づくりには、地区ごとの自治活動に加えて、福祉分野や環境分野のボランティアなど住民主体のコミュニティ活動が不可欠となってきています。こうしたコミュニティ活動を担う住民やNPOの活動は、環境との共生や少子・高齢化が進むこれからの社会で、公益的活動の一翼を担う存在として、ますます重要になります。本町では、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動などの盛んな地域づくりを推進し、そのための支援を積極的に行います。



具体的な施策

施策1 地域特性を活かしたまちづくり

ア. 地域特性を活かしたまちづくり

各地区において、自然とふれあう昔遊びや地域の日常食・伝統食の再生、地域に根ざした小さな仕事場づくり、都市住民との多様な交流の促進、芸術・工芸などに取り組む人たちに開かれたまちづくりなど、地域特性を活かしたまちづくりを推進します。

また、新たな視点から（例えば、地元学の観点から住民参加によるあるもの探しを通じて）、住んでいる地区の自然や歴史・文化、暮らし・仕事の知恵やワザなどを見直し・評価することによって、その良さを再確認し、より一層の誇りと愛着を感じられる居住地域になるように、地域活性化の気運を高めます。

イ. 地域住民の連帯意識の向上

本町の地区では、地域のことはできる限り地域で実践する「住民自治」の意識を持って、地区ごとにまちづくりの目標を自分たちで設けるとともに、住民同士が助け合う共助の精神を持った人づくり、地域づくりに取り組み、地域住民の連帯意識を高めていきます。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本とし、平成28（2016）年度に設立した「集落活動センターなはりの郷」を拠点としてコミュニティ活動などの盛んな地域づくりを推進・支援し、住民同士が助けあう共助の精神を持った人づくり、地域づくりに取り組み、地域住民の連帯意識を高めていきます。集落活動センターにおいて認知症の理解及び介護家族の孤立を防ぐため、ボランティアも参加して、認知症カフェの取り組みを進めます。



- 【具体的な事業】
- ・集落活動センターを活用した地域づくり活動の推進
 - ・集落活動センター主催の活動
 - ・認知症カフェ

ウ. リーダーの育成

多様なコミュニティ活動の活性化を促すために、コミュニティ活動の基本組織となる集落活動センターに参画する団体・グループの活性化と人材の発掘やリーダーの養成を図り、文化、スポーツ、祭りなどのイベント、まちづくりなど住民の多様なグループ活動やボランティア活動を通じて、地域住民との連携の輪を広げる施策を推進します。

- 【具体的な事業】
- ・集落活動センターを活用した地域づくり活動に取り組む人材の育成
 - ・高知県が実施している人材育成塾などの受講者の支援

施策2 地域づくり活動の支援

ア. コミュニティ活動、NPO活動の支援

コミュニティ活動、地域づくり組織の育成に向けて、先進事例などの情報提供や、地域づくりやコミュニティ活動に関する学習機会の提供を進めるとともに、提案された活動計画を審査し、一定の評価を得た提案に対し支援します。住民の主体的な活動の支援・促進のため、地域づくりに関わるボランティア団体やNPOなどの立ち上げを支援するとともに、住民の自主性・自発性によるボランティア、NPOなどの住民組織やその活動に対しても支援します。

- 【具体的な事業】
- ・地域活性化補助金事業

イ. コミュニティ活動などの拠点づくり

コミュニティ活動、NPO活動の多様化・活性化に向けて、活動に関する相談及び情報交流の拠点・組織を整備し、各地区でのコミュニティ活動の拠点となる町民会館、集会所、公園などを整備拡充して、住民の交流の場の拡大を図り、各種の推進活動を行うとともに、地域活動の強化に努めます。

(7) 様々な地域の人たちとの交流の促進

基本施策の方向性

- 本町は、海、山、川の自然資源をはじめ、歴史・文化、暮らし・仕事の知恵やワザなど多彩な地域資源を有しており、これらを活かした都市住民との交流を促進します。
- これからの地域間・国際交流活動は、草の根レベルでの交流が一層期待されています。それは、“お互いを尊重し合う心”の醸成、国際感覚を身に付けた人材の育成、新しい経済活動への展開といった多様な活動の成果が、自分たちの地域づくりに還元されることになるからです。本町では、これまでの取組を継承するとともに、主体的な活動は住民・地域で、活動支援を行政で行う役割分担と連携を図り、新しい感動を得る機会となる交流活動の活性化を推進します。



具体的な施策

施策1 出会い応援・交流支援

出会いを求める人たちが幸せをつかむことができるまちづくりに向けて、出会いを応援する仕組みを構築し、イベントなどによる交流機会の創出を支援します。

中芸地区商工会が婚活イベントを中芸地区内で実施しているため、当該イベント参加者の増員に向けた支援を行います。

【具体的な事業】 ・中芸地区商工会などの婚活イベントへの参加促進

施策2 交流人口・関係人口の拡大

ア. 自然資源の多面的な活用による交流人口の拡大

海、山、川という自然資源を多面的に活用することによって、交流体験者に奈半利町海浜センターなどで本町の自然、海、食事などを堪能してもらい、交流人口を拡大します。

また、大学をはじめとした試験研究機関、あるいは町出身者や奈半利町に関心を持つ人との交流・連携の仕組みづくりを進めます。

【具体的な事業】 ・交流体験者を「奈半利町応援隊員」に認定



イ. 住民と都市住民との交流機会の拡充

町出身の都市住民として、奨学金制度などで進学支援した町外進学者や関西、関東奈半利会のメンバーがいます。本町と関りのある人とのネットワークを形成し、地域住民との交流機会の拡充に努めることで関係人口へつなげる取組を推進します。

- 【具体的な事業】
- ・町出身者などを「奈半利町応援隊員」に認定
 - ・奈半利町のパンフレットなどの送付などによるPR活動
 - ・「奈半利町応援隊員」を招聘する交流イベント

ウ. 都市と農山漁村との交流の促進

都市部の住民を対象に本町の豊かな自然と安全でおいしい食材を提供する農林漁業の体験型イベントを実施し、本町の魅力をPRすることにより、交流人口の拡大と集落の活性化を図ります。

地域間交流活動の活発な展開を図るため、県内外の地域との多彩な交流事業を積極的に推進します。また、災害時の広域連携体制、相互支援体制を整備・拡充します。

施策3 UIJターン者の受入促進

都市住民の中で2地域居住や定住を希望する人に対して、相談窓口を設置し、空き家情報の発信や空き家や空き店舗などの斡旋に取組みます。また、東部地域で移住体験ツアーに奈半利町を体験するオプションツアー組み込んでおり、このツアーの体験者の増加を図ります。そして、移住体験モニターハウスを起点にした移住者の呼び込みを進めていきます。

空き家バンクの登録を進め、その活用を重点的に進めます。

町のホームページや移住相談会などを通じて、移住、観光、仕事などの情報を一元的かつ効率的に発信していきます。

- 【具体的な事業】
- ・空き家バンク事業（空き家バンクの登録推進）
 - ・移住体験ツアーの受入、協力
 - ・移住相談員の配置
 - ・移住促進ポータルサイトの整備

施策4 国際交流の推進

急速に進展する国際化に対応するため、広い視野から異文化を理解できる国際感覚を身に付けた人材を育成するため、児童・生徒、青年、高齢者などのより広範囲な交流を図り、国際理解教育及び国際交流・国際協力事業を推進します。

また、在住外国人や留学生へのサポート（支援）を図り、国籍に関係なく互いに協力し合う地域づくりを推進します。

基本目標 2 みんなが健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 環境負荷の少ない生活スタイルの実践

基本施策の方向性

- 本町では、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、将来にわたって大切に守り育て、環境への負荷の少ない環境共生社会への転換を進めるため、一人一人が環境に対する意識をさらに高め、エコライフ（環境にやさしい生活）を実践していくこととします。住民や地域による景観保全活動、まち全体の自然環境保全に取り組めます。



具体的な施策

施策 1 環境負荷の少ない循環型社会の形成

ア. 循環型社会形成推進地域計画の実践

生活排水処理対策として、循環型社会形成推進地域計画に基づき、合併処理浄化槽の普及を推進します。

イ. エコライフ（環境にやさしい生活）の実践

住民一人一人は、家庭、地域、学校や職場のいずれにおいても、「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」を念頭に、エコライフ（環境にやさしい生活）の実践を心がけることとします。

町内各地区や学校、団体などにおけるこれまでの特色ある各種取組を継承・維持するとともに、自然保護の活動支援など、住民の自主的な環境保全や環境美化の活動を支援・促進します。

ウ. ごみの適正処理の推進

自然環境を保全する資源循環型社会の形成に向けて、分別収集の方法や再資源化が可能なごみの紹介など住民への啓発活動を推進することを通じて、住民一人一人の参加・協力のもと家庭や事業所での水切りや分別の徹底などを図り、ごみ質の改善、ごみの減量・分別収集、リサイクルなど再資源化の推進に取り組めます。また、収集、運搬、処理業務の円滑かつ充実した運営に努めるとともに、不法投棄の防止に取り組めます。



施策2 地球温暖化対策の推進

ア. 地球温暖化対策の推進

地球環境への負荷を軽減し、地球温暖化防止の取組を進めるため、町が実施する事務や事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減する取組を推進するとともに、住民個人や企業に対し、地球温暖化による被害や影響についての正しい理解が得られるよう、広報・啓発活動に取り組めます。

庁舎などの電気使用量の削減、公用車燃料使用量の削減、町有施設設備の改善などにより二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

イ. 省エネルギーの推進

町が率先し、省エネ自動車の導入、省エネに配慮した施設づくり、省エネ機器の導入と利用、照明や暖冷房温度の適正管理などを推進するとともに、町の省エネルギー推進の成果を周知し、住民や事業者の省エネルギーの取組を促進します。

施策3 きれいな生活環境づくり

ア. 環境意識・環境美化思想の普及と高揚

住民一人一人が自然環境を守る意識を持つよう、家庭や地域、学校などにおける環境学習・環境教育を推進します。

ごみ、空き缶、産業廃棄物、家庭の大型ごみなどの不法投棄防止の広報活動や、地域住民の自主参加による清掃活動を通じて、環境保全の重要性・美化思想の普及と高揚に努めます。

イ. 環境美化活動、景観保全活動の推進

家庭や地域における環境美化活動を、住民やボランティア団体と連携して推進します。

景観形成を総合的に推進するため、住民や事業所と協働して、景観資源の発掘と保全を図るとともに、景観条例や景観形成計画の策定を検討します。

(2) 子育て環境の充実

基本施策の方向性

- 本町においても、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援を進めていきます。
- 保育施設は、認定こども園なほりに集約し、就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長を図ります。



具体的な施策

施策 1 母子支援体制の充実

ア. 母子保健、乳幼児など健康診査・相談の充実

健康は子どもが生まれる前から必要であり、母性及び乳幼児の健康の保持、増進を図るため、保健指導、健康診断はもちろんのこと、母親学級などの講習など総合的推進を図ります。また、乳幼児期からの疾病や発達障がいなどを早期に発見し、乳幼児の健全な心身の発達を支援します。

- 【具体的な事業】
- ・妊婦一般健康診査
 - ・妊婦、未熟児、新生児、乳児の各訪問事業
 - ・幼児訪問事業
 - ・乳児一般健康診査（4回）
 - ・幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）

イ. 母子健康相談・育児学級の充実

これから父親、母親になる方を対象にした教室、母親の育児に関する悩みごと相談、乳幼児の発達障がいなどに対する相談や個別指導などを充実し、健全な子育てや母子関係の支援に取組みます。

- 【具体的な事業】
- ・遊びの教室
 - ・離乳食教室



- ・ 幼児食教室
- ・ 親子運動広場
- ・ 学童期を対象とした太鼓の教室

施策2 地域ぐるみの子育て支援体制の充実

ア. 地域ぐるみの子育て支援の充実

育児や教育への不安や悩みを解消し、愛情を持った子育てができるよう、また、安全な環境の中で子どもが健やかに育つよう、地域住民や事業者と協力し、地域全体で応援する環境づくりを推進します。児童虐待については、事態の早期発見と解消をするため、中芸広域連合の要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し、児童虐待防止や保護を必要とする児童などに対する施策を行うことで当該家庭への支援を行います。

- 【具体的な事業】
- ・ 認定こども園なほりでの親子のつどいの実施
 - ・ 高等学校卒業までの医療費の無料化
 - ・ S S W (スクールソーシャルワーカー)、S C (スクールカウンセラー) の充実
 - ・ 人づくり奨学金制度

イ. 多様な保育サービスの充実

保育行政については、少子化など今後の動向を十分に把握し、地域住民の理解のもと、多様化する保育需要に対応する形で乳児保育を含む「延長保育」やあったかふれあいセンターでの乳幼児の一時預かり事業を行います。保育内容の充実とともに、保育施設の充実整備、子育て世代包括支援センターを充実し、育児相談事業や子育て支援相談事業などの一層の拡充に取り組めます。

- 【具体的な事業】
- ・ 保育料、給食費の第1子からの無料化継続
 - ・ 乳幼児の一時預かり事業（あったかふれあいセンター）

ウ. 子どもの居場所づくり

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブ（みんなのおうち）、放課後をはじめ長期休暇中や学校休業日の子どもを対象としたあったかふれあいセンターを拠点として地域の子育て支援体制の充実に努めます。

- 【具体的な事業】
- ・ 放課後児童クラブ推進事業（みんなのおうち）
 - ・ 放課後などの児童の居場所づくり事業（あったかふれあいセンター）
 - ・ 学校休業日の子どもの居場所づくり事業（あったか塾）

施策3 ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育など関係機関や地域と連携を取りながら、子育て支援、就業支援など自立支援施策の充実を図ります。具体的には、母子家庭の経済的自立を促進し生活基盤の安定を図るため、指導相談窓口の充実を図り自立助長に努めます。また、ひとり親家庭の保健の向上と生活の安定のため医療費の一部助成を行います。

(3) 明日の社会を担う人づくり

基本施策の方向性

- 本町では、青少年健全育成環境の向上をめざして、家庭・学校・地域、教育行政のつながりを一層強め、まち全体で青少年の健全育成活動を展開することとします。
- 本町では、すべての人が共に支え合い安心して生活できる地域づくりのために、人権尊重社会の確立、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業などを推進し、こころ豊かでぬくもりのあるまちづくりをめざします。



具体的な施策

施策1 青少年健全育成活動の拡充

ア. 青少年健全育成活動の活発化

中芸広域連合少年育成センターを中心とした家庭・学校・地域・関係機関などの連携・協力のもとで、身近な相談や早期の指導などを推進し、青少年に有害な影響を与える社会環境の浄化、非行防止活動に努め、青少年の健全育成活動を推進します。

イ. 青少年の居場所づくり

青少年が楽しみ集う機会の創出に向けて、音楽、スポーツ、地域行事など、青少年が参加する活動の拠点として、学校・町民会館・生活体験学校の機能拡充を図るとともに、参加機会の創出を支援します。

ウ. 青少年団体の振興・社会参加の促進

青少年と行政や地域団体などとの連携を強化し、青少年の地域活動や体験活動などへの参加を促進します。また、青少年自らがリーダーとして、地域の祭りや行事に積極的に参画するなど、まちづくりに対する関心を高め、社会参加を促すとともに、青少年の自発的な地域活動に関する企画・参加を支援します。

施策2 人権尊重社会の確立

ア. 人権啓発と人権相談の充実

住民一人一人が人権を尊重する心を身につけ、人権意識を高揚させることができるよう、学校教育や社会教育の連携で、家庭や地域、学校や職場など、あらゆる教育の機会や各種会合などを通じて、人権教育の正しい理解と認識を深め、住民全体のものになるよう、さまざまな場における生涯



を通じた人権教育や啓発・広報活動を推進します。

関係機関と連携して、人権問題に関する相談窓口の設置や電話相談の実施を図ります。関係機関や人権擁護委員と連携して、差別問題やいじめ、児童虐待や家庭内暴力、DV（配偶者や恋人からの暴力）などに速やかに対応し解決できるよう、体制の整備を図ります。

福祉センター活動において、各種相談事業や人権問題解決のための各種事業に取り組めます。

イ. 人権教育の推進

国民的課題である人権問題について、全住民が正しい認識を深め、根強い潜在意識の解消をめざして差別の実態を深く学び、指導者の育成、研修を重ね、町人権教育研究協議会の強化充実、並びに各種学級などあらゆる機会をとらえて、人権教育の推進に努めます。

施策3 男女共同参画社会の実現

ア. 啓発活動の充実

家庭・地域・職場における固定的な性別役割意識を解消し、男女の自立意識や権利意識を高めるため、町の広報紙やホームページ、パンフレットによる啓発活動の充実に努めます。

イ. 女性活躍への支援

男女が共に働きながら、さまざまな活動ができるよう、保育サービスや要介護家庭への支援、出産や育児、介護のために退職した女性の職業能力向上や再就職支援、女性の働く場づくり、女性の起業支援など、女性が就業できる機会の拡大と支援を図ります。

各種審議会や委員会などにおいて女性委員を積極的に任命し、政策・方針決定の過程への女性の参画を促進します。また、女性リーダーの育成、女性の社会参画を支える環境づくりなどに取り組めます。

ウ. DVやハラスメントへの対応

DVやセクシャルハラスメントなどを防止するため、関係機関と連携し、住民や事業所への啓発活動と相談体制の充実を図ります。

(4) 健康づくりと安心できる医療の充実

基本施策の方向性

- 本町では、すべての住民の健康寿命を延伸し自分らしい生活が送れるよう、一人一人の健康づくり、生きがいづくりを支援します。
- 住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けられ、退院後も地域で適切なサービスを受けながら安心して暮らせる体制を目指します。



具体的な施策

施策 1 健やかで安心できるまちづくり

ア. 一人一人の健康づくりへの支援

子どもからお年寄りまですべての住民が健やかで心豊かに生活できるよう、生涯を通じた健康増進に向けて、訪問指導・健康相談・健康教育・健康診断などを実施します。

健康を増進するには、食育の推進が重要で、家庭の理解と協力が特に必要であり、全町的な食生活改善推進員、健康づくりリーダーなどの育成を図り、地域における実践活動体制づくりを推進し、住民の健康管理に努めます。

がん検診を含め、特定健診・保健指導などの健診体制を強化し疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、生活習慣病予防の徹底を図り、住民の生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組めます。

イ. 健康長寿のまちづくりの推進

住民一人一人の幸せのため、家庭や地域の元気度を高め、かつ住民と行政の医療費や介護費用の負担を削減するため、住民と行政が協働して、保健衛生、食生活改善、健康づくり、生きがいづくりなど各種活動を強化し、全町あげて健康で長寿のまちづくりを推進します。

ウ. 精神保健活動

社会構造の変化、複雑化に伴う精神障がい者の増加が予想されることから、福祉保健所と連携した地域精神保健活動と保健師の訪問活動の充実強化により、家庭、地域ぐるみの保健体制の確立に努めます。



施策2 感染症対策の推進

県や関係機関と連携し、感染症の最新の情報収集に努めるとともに、広報紙などにより周知を図ります。関係機関と連携し、予防対策の推進や相談体制の整備、被害発生時の対応体制の整備を図ります。

予防接種法によって対象疾病、対象者及び対象期間などが定められた定期接種については、中芸広域連合で実施しています。任意接種であるインフルエンザワクチン予防接種については、集団感染により拡大していく可能性が高いものであるため、本町では平成30（2018）年度から単独事業として接種費用の一部助成を実施しています。令和2（2020）年度に感染拡大した新型コロナウイルスへの対応も含めて疾病流行の防止と感染症対策向上に取り組めます。

施策3 医療体制の充実

ア. 地域医療体制の充実

多様で高度な医療ニーズに応えるため、県東部の中核医療機関である県立あき総合病院、安芸郡医師会などの協力の下、「かかりつけ医」の普及定着を進め、「かかりつけ医」と「高次医療」との連携を強化するなど、地域医療の整備充実に努めます。

イ. 救急医療体制の充実

安芸郡医師会や中芸消防署との連携・協力の下、休日医療や夜間医療などの緊急時に対応できる救急医療体制の強化に向けて、応急処置体制の充実とともに、救急医療情報システムや迅速な患者搬送体制に向けて必要な設備の整備充実に努めます。

ウ. 国民健康保険制度の円滑な運営

医療費の適正化に対処するため、保健予防活動の強化と被保険者指導、健康管理体制を推進し、国民健康保険制度の円滑な運営に努めます。

(5) 地域で支え合う福祉の充実

基本施策の方向性

- お年寄りから子どもまで、また、障がい者など、すべての人々がそれぞれの地域において安心して充実した生活を送られるよう、高齢社会に対応した介護基盤整備など、高齢者や障がい者に優しいまちづくりを推進します。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、保健・医療・福祉の連携による介護予防・介護保険サービスの充実、一人暮らしの高齢者の自立生活支援、在宅サービスの提供、高齢者の安否確認に努めます。また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。
- すべての住民が年齢や障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活が送られるよう、思いやりを持って共に支え合う地域社会の実現を目指します。



具体的な施策

施策 1 支え合うまちづくりの推進

ア. 地域福祉推進体制の強化

社会福祉協議会との連携の強化、地域福祉の充実に努めるとともに、支え合う地域づくりを推進する自主組織活動の活性化に努めます。また、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の連携体制（地域ケア体制）を強化するとともに、地域が主体となった地域支え合いネットワーク体制の構築をめざします。

住民が住み慣れた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的にあったかふれあいセンター事業を推進し、住民サポーターと共に、子どもから高齢者まで様々な人が集い、世代を超えた共存型の交流の場を提供します。また、地域でのサテライト型のミニデイ活動を実施し、地域での集いの場づくりを行います。

イ. 福祉意識の向上と福祉人材の育成

支え合う地域づくりを進めるにあたって、その基礎となる住民全体の福祉意識の向上と、ボランティア意識の醸成を図ります。住民一人一人の幸せのため、家庭や地域の元気度を高め、かつ住民と行政の医療費や介護費用の負担を削減するため、住民と行政が協働して、保健衛生、食生活改善、



健康づくり、生きがいくくりなどの各種活動を強化し、全町あげて健康で長寿のまちづくりを推進します。

支え合う地域づくりを一層進めるため、専門知識を有する福祉人材の育成に努めます。

ウ. 経済的自立の支援

自らの力では生計の維持が困難な方の生活安定と自立助長のため、相談体制の充実とともに、各種助成制度を活用した支援を実施します。

ケースワーカー、民生委員、町社会福祉協議会の連携のもと、生活相談、生活指導などの機能を充実し、公的扶助の適正運用と生活安定と自立更生に努めます。住民の生活向上のさまざまな心配、相談に対応して生活相談、更生指導を行う相談体制及び機能の充実を図ります。

低所得者に対して、公的扶助制度の充実と各種貸付金制度の効率的運営を図り、自立更生を促進します。

エ. 消費者対策の推進

各種の研修会や、学校教育や生涯学習で、高齢者や女性、青少年など、年代に合わせた消費者教育を行うことにより、賢い消費者の育成を図ります。多様化・複雑化する不正な取引行為などによる消費者被害を未然に防止するため、広報紙などを活用し、消費者問題に関する情報や被害時の対処法などについて、啓発活動や必要な情報提供を積極的に行います。

高知県立消費生活センターや警察をはじめ関係機関との連携を強化し、迅速な対応ができる相談窓口の充実を図ります。

施策2 障がい者福祉の充実

ア. 障がい児・者福祉の推進

重度の在宅心身障がい児・者に対して訪問活動を行い、障がい者の家庭における助言、更生相談に応じるなど、きめこまかな支援に努めます。精神・知的障がい児・者の介護が困難な家庭に対して、在宅支援体制の整備に努めます。心身に障がいを持つ人々の自立更生、相互協力を促進するためのボランティア活動を身障連盟、町社会福祉協議会、及び精神・知的障がい者デイケア“わらびの会”を中心に進め、社会参加や、日常生活訓練の充実に努めます。

現在実施している福祉手当、福祉医療制度の充実に努めると共に、県の心身障がい者扶養共済制度などの周知を図り、心身障がい児・者家庭の福祉向上と重度在宅障がい者に対して、日常生活用具の給付・貸与制度の充実に努め、日常生活の便宜向上に努めます。

精神・知的障がい児・者の能力の開発と福祉の増進を図るため在宅・施設入所の両側面から、指導、保護、訓練など総合的な施策の推進に努めます。

イ. ノーマライゼーションの普及啓発と施設のバリアフリー化

障がい者の社会参加と社会復帰を促進するため、障がい者と健常者が豊かな愛情と強い連帯感で結ばれた地域社会づくりと、ノーマライゼーションの考え方の普及・啓発に努めます。

誰もが気軽に外出ができる環境づくり、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざして、公共施設や道路、住宅など公共空間のバリアフリー化（高齢者、障がい者などの活動を阻むさまざまな障壁を

取り除くこと)を推進します。

施策3 高齢者福祉の充実

ア. 地域包括ケアシステムの推進

保健センター、中芸広域連合保健福祉課、地域包括支援センターなどが連携をもって、高齢者の健康保持増進のための施策の推進に努めます。

高齢者を虐待という権利侵害から守り、高齢者の尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止ネットワーク会議（地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会など）と連携しながら、高齢者とその養護者に対して見守りや支援を行います。

イ. 介護保険事業の円滑な推進

介護保険制度の導入により、施設介護面では、愛光園、ヘルシーケアなはり、在宅介護面では、財団法人中芸介護公社と地域包括支援センターなどが中心となって、それぞれの分野で介護サービスの質の向上に努めます。

また、高齢社会に対応した介護基盤整備として、マンパワーの育成・確保に努めるとともに、地域で支える仕組みづくりを推進します。

ウ. 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるよう高齢者の健康診断の普及に努めるとともに、老後の生活を充実させるために、高齢者がこれまで蓄積した経験と能力を有効に発揮できるシルバー人材センターの育成を図り、地域社会への参加の促進に努めます。

老人クラブの社会奉仕活動、健康増進活動、研修などの自主的活動に対する助成に努めます。

高齢者にふさわしい役割と生きがいを与えるため、幅広い学習の場の確保と高齢者が積極的に学習に参加できる機会の拡大に努めます。

すべての住民が生きがいを持った生活ができるよう、自主活動、地域活動、勤労活動など、趣味や技能を生かした活動の促進に努めます。

基本目標3 明日を拓く人を育み、我が町の文化が育まれるまちづくり

(1) 就学前教育の充実

基本施策の方向性

- 人間の一生において、幼児期は人間形成のうえで極めて大切な時期です。身体的発育の基礎、情緒の発達、知的発達、社会性の発達などがこの時期に育てられます。

このような大切な幼児期における教育を専門的に認定こども園なはりで行っており、今後、さらに教職員の研修を重ね、資質の向上と指導力の充実を図ります。また、小学校と連携し、幼児教育と学校教育の円滑な接続に努めます。



具体的な施策

施策1 認定こども園による就学前教育の充実

ア. 就学前の教育・保育の質の向上

こども園において、教育・保育要領に基づく適切な園評価や研修の実施などにより、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力に取組み、子ども一人一人に寄り添った質の高い教育・保育を推進し、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長と「生きる力」の基礎を育みます。

イ. 保幼小の円滑な接続の推進

こども園と小学校の保育者、教員が連携して実施する研修会や連絡会などの交流活動の取組を支援し、また、保幼小接続カリキュラムなどの実践・改善の取組を促進し、子どもの育ちを大切にされた幼児教育から学校教育への円滑な接続を推進します。

施策2 こども園・家庭・地域との連携

ア. 親育ち支援の充実

乳幼児期における、よりよい親子関係の構築を図るため、こども園における継続的・組織的な親の子育て力を高める取組を推進し、「親育ち支援」の充実に努めます。また、こども園内に未就園児やその保護者を対象とした「親子のひろば」を開室し、子どもや保護者同士の交流などを促進し、親の子育て力の向上を支援します。

イ. 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

発達障がいなどの特別な支援を要する子どもへの対応力の向上に向けて、関係機関と連携を密にして情報の共有化を図り、早期発見に努めるとともに、外部の専門的な人材を活用した研修などにより、全ての保育者の専門性の向上に取り組む、特別な支援を要する子ども一人一人の状況に応じた適切な指導・支援の充実を図ります。

【具体的な事業】 ・ 特別支援教育に関する保幼小中連携事業

(2) たくましく自立した人を創る学校教育の推進

基本施策の方向性

- 本町では、一人一人の能力・個性を生かした教育を推進することを通じて、グローバル化や情報化など、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子供たちが、社会に出て郷土への愛着と誇りを大切にしながら、自らの夢や志を実現していくための基礎学力と応用力を備え、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を持った人材の育成を目指します。
- 児童生徒の一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識を持ち、日常生活において人権に配慮する事ができるよう、学校教育において指導を充実・強化し、他者への思いやり、規範意識の向上、自尊感情の醸成を図り、心豊かな人間の育成に努めます。また、児童生徒の悩みや葛藤を早期にとらえ、適切な助言・指導を行うため、家庭や児童生徒を対象とした相談体制を充実します。



具体的な施策

施策1 一人一人を大切にされた教育の実践

ア. 学校・教職員の指導力向上

各学校において、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて教育目標の実現と課題の解決を図るため、組織的に取組を進める「チーム学校」としての体制の強化を図ります。

また、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、教員同士が主体的に学び合い指導力を高め、外部の専門家や地域の人材力も活用した各学校の組織的な授業改善に向けた取組などを推進し、教員の資質・指導力の向上を図ります。

イ. 授業改善の取組の推進

主体的、対話的で深い学びを実現するために、児童生徒による基礎的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりの取組及び教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業改善に向けての取組などを推進します。

ウ. 目的意識の醸成・社会性の育成

児童生徒が学習に主体的に取り組む態度を養うためには、自分自身の将来や学ぶことの意義について考える場面及び知的好奇心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動などを多



く取り入れることが必要です。そのため、小・中学校を通じたキャリア教育や探究的な学習活動などについて、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな取組を組織的に推進し、目的意識の醸成や社会性の育成を図ります。

工. 特別支援教育の充実

発達障がいを含めた全ての障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けて、小・中学校が連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた継続的、組織的な指導・支援体制の充実・強化を図ります。また、外部の専門的人材などを活用し、児童生徒の特性の共通理解や集団の中での具体的な支援の方法などを学ぶことにより、全ての教員の専門性の向上に取り組めます。

【具体的な事業】 ・特別支援教育に関する保幼小中連携事業

オ. 学校のICT化の推進

急速に発展するICTなどの先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、習熟度に応じた個別学習や双方向型の授業などのICT機器を積極的に活用した教育手法の普及に取り組めます。

カ. 健康・体力の向上

健康に関する研修や学校・家庭・地域が連携した取組を推進し、健康教育の充実を図ります。特に、食事の大切さや食に関する正しい知識・習慣を身につけさせるため、関係機関と連携し、児童生徒の食育指導に努めます。

体力の向上については、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えるとともに、外部指導者などを招聘し、部活動やスポーツ少年団などでのスポーツ活動を活性化させることにより、児童生徒の運動への興味・関心を高め、楽しみながら自らの体力・運動能力の向上を意識する取組を推進します。

施策2 心豊かな人づくり教育の推進

ア. 人権教育の推進・自尊感情の醸成

生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることが重要であるため、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりの取組などを組織的に推進し、児童生徒の道徳教育の充実、規範意識の向上及び自尊感情の醸成を図ります。

イ. いじめ・不登校問題への対応

学校・家庭・関係機関の情報共有などの連携を強化し、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進するとともに、特に初期段階での組織的な対応を充実させ、いじめや不登校などの問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。

ウ. 相談支援体制の充実・強化

心理の専門家であるSC（スクールカウンセラー）、社会福祉などの専門的な知識・技術を持ったSSW（スクールソーシャルワーカー）及び教育支援アドバイザーなどの指導や助言のもと、学校・家庭・関係機関が連携し、きめ細かな相談体制を構築し、多様な課題を抱える子ども、保護者一人

一人の状況やニーズに応じた支援体制の充実・強化を図ります。

- 【具体的な事業】 ・スクールカウンセラー等活用事業
・スクールソーシャルワーカー活用事業

施策3 地域とともにある学校づくりの推進

ア. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

保護者や地域住民などが学校運営に参画する取組であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入して学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、地域学校協働活動を支援し、幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で児童生徒を見守り育てる取組を推進します。

- 【具体的な事業】 ・地域学校協働本部事業

イ. 地域教育の推進

副読本「わたしたちの奈半利」や郷土の大切な資料などを活用し、児童生徒が地域のことを知り、ふるさとへの愛着や誇りを持てる教育体制づくりの取組を推進します。

また、米ヶ岡地区（生活体験学校）、ふるさと海岸（海浜センター）、町並み（伝統的建築物）などの地域資源を活用した体験活動を推進し、生きる力、豊かな心を養い、心身ともにたくましい児童生徒の育成に努めます。

ウ. 放課後などにおける学習の場の充実

各学校への学習支援員の配置の拡充などにより、学校が行う放課後などの補充学習の取組を推進するとともに、放課後児童クラブ（みんなのおうち）や放課後子ども教室などの地域住民の参画を得た放課後などのさまざまな活動を支援し、放課後などにおける学びの場の充実を図り、基礎学力の向上や家庭での学習習慣の定着など、児童生徒の学ぶ意欲の向上に取組みます。

- 【具体的な事業】 ・放課後などにおける学習支援事業
・放課後児童クラブ推進事業
・放課後子ども教室推進事業

施策4 教育施設整備の充実

ア. 教育施設の整備の推進

南海トラフ地震などの災害に備えて、奈半利町学校施設長寿命化計画に基づき、こども園や各学校施設などの耐震対策や防災機能の強化を計画的に実施し、地震などの災害から子どもたちを守るための環境整備を推進します。

イ. 教育施設のICT化の推進

学校のICT環境の整備を迅速かつ計画的に推進し、先端技術を活用した教育・学習環境の充実を図ります。

- 【具体的な事業】 ・教育のICT化に向けた環境整備5か年計画

(3) 郷土の文化を大切にする生涯学習

基本施策の方向性

- 本町では、住民が自己の充実・啓発や生活の向上を図り、生きがいのある人生を過ごすために、生涯学習の場や機会を提供します。
- 本町が有する埋蔵文化財や文化的遺産は、郷土文化の発展にとってかけがえのない財産です。これらを後世に伝承するため保存・活用するとともに、地域の伝統文化を守り育て、様々な芸術文化活動を展開していきます。文化活動の活性化のための担い手の育成や人間性・創造性あふれる人づくり、住民主体の交流や生涯学習などの支援を行います。
- 本町では、住民が生活の中に運動やスポーツを取り入れ、継続的に実践することを推進します。手軽に利用できる施設整備と指導体制の充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動を振興します。



具体的な施策

施策 1 生涯学習・生涯スポーツの推進

ア. 社会教育活動の振興

生涯各期における学習要求や課題に対応した学級講座、地域活動などの充実を図るとともに、社会教育関係教職員などの確保や青年・女性団体、各種の文化サークル、自主学習グループなどの支援・育成に取組み、生涯学習の観点にたった社会教育活動の振興を推進します。

イ. 社会教育施設の整備

情報化、国際化の進む社会状況の中で、多様化、高度化する住民の学習要求に対応できるよう、各地域における学習とコミュニティの場としての集会所や住民個々の教養の場としての社会教育・生涯学習拠点施設などの整備・充実に努めます。

ウ. 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

誰もが気軽に参加できる各種のスポーツ教室や大会などの開催を通して、スポーツ活動に対する意識の向上と普及・定着を図り、あらゆる年代の住民が生涯にわたってスポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組むことにより、生涯スポーツの振興を推進します。

また、住民の余暇活動や健康増進活動の場の提供と地域間交流や地域振興を活性化する手段として、住民のニーズに応じたレクリエーションの振興を推進します。

エ. スポーツ・レクリエーションの指導者の育成

スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、体育会などの関係団体と連携し、知識・技術な

などを養成する研修会や講習会などへの参加を促進し、指導者の人材育成に努めるなどして、指導体制の充実に取組みます。

オ. 読書活動の推進

読書活動は、言葉や知識を蓄え、感性を磨き、表現力や想像力を豊かにするなど、人生をより深く、心豊かに生きるために欠くことのできないものであるため、町民会館図書室や学校図書室などの蔵書やサービスの充実を図り、子どもから大人まで、それぞれの求めに応じた資料を提供し、町民の読書活動、学習活動を推進します。

施策2 文化芸術の保存・振興

ア. 郷土文化の継承・保存

住民生活の中に残されている文化的な風俗、風習、郷土芸能などの伝承・伝統文化や地域に親しまれている祭りや行事の継承・保存に努めるとともに、掘り起こし再生・復活させる取組を支援します。

また、住民が郷土の歴史的遺産、文化財に対する関心と理解を深めるため、文化財調査委員会の活動を活発化し、指導者の養成、愛護団体の育成を図り、埋もれた文化財の発掘、保護思想の普及と高揚に努めます。

イ. 文化・芸術の振興

住民の芸術鑑賞および自ら参加する文化活動の普及奨励を図り、地域性を生かした「やすらぎ」と「うるおい」のある郷土づくりを進める一方、郷土の文化財の保護活動などにより、これを保存・継承し伝統を生かした個性豊かな故郷の創造に努めるとともに、新たな地域文化を創造し、本町の誇りとなるような文化を育むため、芸術文化団体や住民の芸術文化活動、鑑賞などを支援し、それらのネットワーク化を図ります。



基本目標4

住民との協働による持続可能な行財政運営の推進

(1) 災害などに備える安全なまちづくり

基本施策の方向性

- 町民の生命と財産を守る消防・救急・防災については、南海トラフ地震をはじめ様々な自然災害に備え、被害の広がりを防ぎ、迅速に対処できる社会基盤と防災体制の強化を推進します。町民一人一人が防災・避難行動を理解・認識できるよう、町民目線での防災力の向上に努めます。
- 交通安全については、交通安全施設の整備・更新、町民一人ひとりの交通安全意識の向上、町民総ぐるみによる交通安全運動を進め、交通事故ゼロのまちを目指します。
- 防犯については、防犯に向けた環境整備や自主的な防犯活動を進めることによって、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指します。



具体的な施策

施策1 防災体制の強化

ア. 防災体制の強化と啓発

奈半利町地域防災計画に基づき、町民みんなが正しい知識を身に付け、行動できるよう、啓発活動を強化するとともに、行政、自主防災組織、消防団などの関係機関が連携し、実践的な避難訓練の実施、南海トラフ地震対策を最重要課題とし、台風などの自然災害にも備えた防災体制を強化し、災害に強い町づくりを進めます。

また、自主防災組織の結成が出来ていない地区の、組織化に取り組めます。自主防災組織による防災訓練時の研修会メニューに救急救命講習を取り入れます。洪水ハザードマップについては県の動向を注視し、基礎データが示された段階で作成に取り掛かります。

イ. 災害時の支援策・広域連携体制の整備

災害時に必要な食料・水・毛布・薬品などの備蓄、緊急時の予備電源の整備を進めるとともに、災害時のボランティア活動受入体制・広域連携・相互支援体制を整備・拡充します。



施策2 消防・救急体制の強化

ア. 消防力の組織強化と消防機材の整備

中芸消防署の消防力の向上を図りながら、非常備消防団の組織の強化、消防資機材や消防車の計画的整備と更新、消火栓や防火水槽など消防水利の効率的な配置を進めるとともに、救急高度資機材の整備を行います。

イ. 消防に携わる人材の育成・確保

職員・団員の資質の向上や消防団員の確保に努めます。また、救急救命士の充実を図ります。

ウ. 地域住民の防火力の向上

中芸広域連合消防本部、消防団などの関係機関と協力して、広報紙による火災予防の呼びかけなど、地域住民への啓発を行います。自主防災組織を育成し、併せて消防訓練などを通じて体制の確立、火災予防運動や住民防災の集い、防火管理者講習会の開催などにより、防火意識の高揚に努めます。火災の早期発見のための住宅用火災警報機などの普及を図ります。また、電気火災を防ぐために、感震ブレーカーの設置を推進します。

施策3 交通安全の強化

ア. 交通安全施設などの整備

交通事故が多発している道路、または危険性がある道路は国、県の整備計画との整合性を図り、信号機、道路標識、ガードレール、道路反射鏡、視線誘導標などの交通安全施設の整備に努めます。山間部においては、ガードレール、退避所、カーブミラー、案内表示板、道路標識などの交通安全施設の整備に努めます。また、カーブミラー・街灯などの定期点検を行います。

イ. 交通安全のための規制措置の実施

交通事故の多くは、国道などで発生しており、道路の構造、交通量、事故状況などを考慮し、規制措置を講じるよう、関係機関に要望して、その実現に努めます。

ウ. 交通安全に対する教育、啓発活動の実施

町広報紙や広報車及び町内街頭指導などによる交通安全の啓発とともに、学校教育や社会教育の場を通じて、交通安全教育の定着を図りながら交通安全知識の普及に努めます。効果的な啓発活動を進めるために、交通安全推進員や交通安全指導員の養成と資質の向上を図ります。

施策4 防犯体制の確立と環境づくり

家庭・学校・地域・町・警察などの相互協力により、地域ぐるみの防犯体制の強化を図り、地域防犯活動を促進します。子どもの犯罪被害を防ぐため、「自分の安全は自分で守る」意識の高揚や知識・技術の習得を促進するとともに、防犯相談や防犯指導により、住民の防犯意識の高揚に努めます。夜間の犯罪防止のため、防犯灯の整備を進めます。

(2) 情報共有を踏まえた住民自治と協働のまちづくりの推進

基本施策の方向性

- 本町では、「自治とは、自分たちのことは自分たちで処理することを基本とした自己決定、自己責任の体系である」という基本原則から、住民が主体となって考え、行動し、それを行政が支えるという「住民と行政との協働のまちづくりの仕組み」を構築し、住民自治の確立を推進します。
- 本町では、地域内外との情報・通信格差が生じないように、地域社会の情報化と併せて、行政の情報化を図るなど、高度情報社会への対応を促進します。
- 住民との協働、住民参加・参画を促進し、住民自治を確立するため、広報・広聴機能の充実などを図ります。



具体的な施策

施策 1 住民参加による協働のまちづくりの推進

ア. 協働のまちづくりの推進

住民と行政の情報の共有化などの取組を通じて、住民の意見や提言を積極的に受け入れる仕組みを確立するなど、住民参画による協働のまちづくり体制を構築します。また、主要プロジェクトなどの推進にあたっては、住民の意向を十分に尊重した手法を取り入れた政策立案を行い、住民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

なはりの郷活性化協議会では、集落活動センターでできることについて対話をしながら検討する仕組みが機能しています。

イ. 地域自治活動の活性化

それぞれの地区で主体的な地域づくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の醸成・高揚に努め、まちづくりに住民や地域が参画するようにします。

ウ. 協働プログラムの推進

地域住民の意見を反映する住民と行政が連携した協働のまちづくりを進めるため、学校教育、生涯学習、地域福祉、環境保全、観光・交流などにおける住民・地域・行政との協働プログラムを推進します。また、協働のまちづくりを一層進めるため、各地区の自治活動、コミュニティ活動、行政などの担う役割を明確にし、活動しやすい環境づくりを推進します。

エ. 連帯・連携、住民意識の醸成

町内の連帯・連携、住民意識の醸成を促進するための施策などに取組みます。



オ. 住民参画機会の充実

広報紙などを通じて住民のまちづくりへの参加意識を高めるとともに、意見箱や電子メールなどによる提案制度の整備や、重要施策課題について住民意向を反映するためのパブリックコメント制度などに取組みます。

各種委員会委員の公募、住民懇談会の開催、まちづくりワークショップ、各種計画づくりなどへの住民や事業者の参画を促進します。

施策2 情報共有化・情報公開の推進

ア. 情報共有化・情報公開の推進

協働によるまちづくりの推進にあたって、個人情報保護に配慮しつつ、広報やインターネットなど、地域や時代に応じた多様なメディア（情報伝達媒体）を活用した情報の共有化を推進します。情報の共有化のために、広報誌、町政モニター制度、住民懇談会の開催などの広報広聴活動や、広報誌、HPを通じた情報の共有・公開により、住民にわかりやすく効率的な情報提供に努めます。

イ. 地域情報化の推進

広域情報ネットワークを構築するとともに、光ファイバー整備を進めてきました。そして、住民が情報インフラを有効に利用できるように情報通信教育を推進しました。今後も、住民が高度情報化の恩恵を享受できるよう環境整備、情報通信教育を推進します。

ウ. 行政情報化の推進

庁内ネットワークの強靱化及び、特定個人情報の取り扱いの点検、監査などを実施しセキュリティ対策、個人情報保護対策を進めてきました。行政情報の電子化・データベース化による情報共有化を進め、事務処理システムの整備・更新によって行政事務の効率化を図ります。

施策3 情報・通信網の整備

光ケーブルによる情報通信基盤を整備し、維持・保守を行っています。光ケーブルを共同で運用している安田町・北川村・馬路村と連携をとり、地域間の情報格差の是正に取り組めます。

(3) 行財政改革の推進

基本施策の方向性

- 本町の計画や施策はすべて総合計画によることを基本とし、時代の要請と地域特性を踏まえて、解りやすい情報公開、住民参加を推進します。
- 本町では、公共（課題）は住民と行政がともに担うという考え方に立ち、地域、住民との協働により、効率的な行政運営を目指します。



具体的な施策

施策1 町民とともに歩む、やさしい行政運営

ア. 町民とともに歩む行政運営

自治の仕組みを体系的に整備・活用することによって、住民とともに歩む行政運営を行います。各施策目標をできる限り具体的に示し、住民審議会で説明することで町政のP D C Aの見える化を進めます。

イ. 町民にやさしい行政運営

視覚的工夫も含めて行政情報を分かりやすく提供するように心がけ、住民が暮らしのなかで、行政の対応を身近に感じられるよう、やさしい行政運営を行います。

ウ. 町民の誇りを高める取組み

町民が、町への愛着と誇りを持ち、町民自らが主体となって心豊かな町づくりを進めていくうえで心のよりどころとなり、生活の道しるべとなる「町民憲章」の制定を検討します。

すべての施策において、奈半利町のブランドイメージを高めることを心がけた運営を行います。

施策2 継続した行財政改革の実行

ア. 行政評価システムの整備・運用

効率的で効果的な行財政運営を実現するため、住民、議会、行政による事務事業評価、施策評価、政策評価の結果を改善や新提案に反映させるなど、持続性のある行財政運営（改革）を進めます。

イ. 情報公開の推進

計画策定のプロセス、計画の実行と評価、改善などの過程について、情報の公開と明確な説明を行います。

ウ. 町職員が能力を発揮できる運営

分権時代に対応できるよう職員の意識改革を進めるとともに、職員提案を積極的に取り入れます。

また、職員のやる気が活かされ、その成果が適切に評価されるように、人事考課制度による職員の能力の評価を実施します。また、こうち人づくり広域連合が開催する研修に町職員を積極的に参加させます。

(4) 効率的で実効性が高く、柔軟な行財政運営の推進

基本施策の方向性

- 本町では、総合計画に基づく施策や事業を実施するにあたって、施策・事業の位置づけ、行政の役割と優先順位などを明確にし、かつ費用対効果を考慮した実効性の高い行財政運営の確立に努めます。
- 適材適所の人材配置、研修の充実や職員提案の積極的活用などによる職員意識の改革とモチベーションの高揚を図り、組織運営の活性化に取り組めます。

具体的な施策

施策1 安定した行政運営の実行

ア. 行政への住民参加の推進

住民の納得と合意による行政運営のため、対話を深め、住民参加を推進し、行政への協力体制を確立します。

イ. 合理的な事務事業の見直し

行政と住民との責任分野の明確化、行政事務の緩急度の選択など事務事業の見直しにより、合理的な執行に努めます。

ウ. 総合調整機能の強化

各部門にまたがる施設の調整、住民要求との調整など、行政の総合処理体制を確立するため、企画、総合調整機能の充実、強化を図ります。

エ. 安定した自治体運営の実行

自治体の基本である法令順守を徹底し、安定した基盤で行政事務を実行します。

施策2 柔軟な組織体制の整備

ア. 無駄のない組織の編成

行政需要の量的・質的变化に対応して、行政組織の問題点の把握、分析により、機動性、能率性、合理性を備えかつ経済的組織の編成に努めます。

イ. 柔軟な組織運用

行政目的を迅速かつ総合的に達成するために、プロジェクトチームを構成するなど効率的な組織の導入を実施し、組織の拡大と硬直化の防止及び、行政組織の効率的な運用を図ります。さらに、



安定した事務手続き、法令順守などの地盤が固まり、安定した行政組織の構築を図ります。

公務意識、実践力の向上が要請される中で専門的な知識、あるいは高度の判断力を要する分野が増大しており、新しい時代に必要とされる知識、能力をもった職員の養成は欠かせません。このため、初任者から管理職にいたる研修体制の充実に努め、資質の向上と能力の開発により効率的かつ安定した行政運営を図ります。

施策3 質の高い執務体制による日常業務の実行

ア. 執務体制の確保

住民から信頼され、旺盛かつ意欲的な執務体制の確保を図るため、服務規律の確保に努めると共に、福利厚生活動の充実、職場環境の整備、労働安全体制の充実などを通じて職員のモラルの向上を図り、住民サービスの充実に努めます。

イ. 事務管理の改善

総合計画、その他の諸計画、事務事業の進捗状況について、効果の測定や進行管理を進めると共に事務執務体制の常時点検、改善を行い事務処理の正確さと迅速化、効率化に努めます。

また、公文書管理の重要性を全職員が認識し、適正な文書管理の徹底を図ります。

ウ. 情報公開による町政の透明化

政策立案能力や説明責任能力を始めとする職員の資質向上に努めると共に、文書取扱規定の整備など、関連諸規定の整備に努めます。

施策4 積極的な外部委託の活用

庁舎、施設の管理、技術調査などについて従来から外部委託を行ってきました。多様化、専門化する行政事務に対処するため、今後も引き続き、外部の専門的知識や技術を積極的に活用し、事務処理の合理化を図ります。

施策5 計画的な財政運営

ア. 長期的視点に立った計画的・効率的な財政運営

長期的な視点に立ち、町財政が健全に運営されるよう、総合計画や行政改革大綱を踏まえた長期財政計画を策定し、それを踏まえて、計画的・効率的な財政運営を行います。

事業の実施にあたっては、財政面から裏付けに先立って事業の選択を行い、適正な年度別財政計画に基づいた執行に努めます。

イ. 確実な歳入の確保

【税収の確保】

税収入については、納税への意識啓発の促進、課税客体の完全把握と、自主納税の徹底、口座振替への呼びかけにより、徴収率の向上に努めます。

滞納者、滞納額を増やさないために、給与・預金・保険・財産などの調査を行い、法的な措置も視野に入れながら、滞納の解消に努めます。

【税外収入の確保】

町営住宅の家賃についても保証人にも支払いを求めるとともに、悪質な滞納者については法的措置を執るなどして滞納の解消に努めます。

受益者負担の原則により、税外収入である使用料、手数料などは、経費に応じた料金となるよう住民の理解を得て実施します。負担金、分担金は可能な限り制度化して、事業の促進に努めます。

【地方交付税などの確保】

地方交付税率の引上げ、超過負担の解消、地方債制度の改善と合理化については、国・県に強く要請します。

ウ. 歳出の合理化の推進

【行政経費の抑制】

行政組織を常時点検し職員の適正配置や研修などの計画的な実施で、人件費の増大を極力抑制します。物件費についても、行政経費の中で占める比率は高いので運用について常に研究し、節減に努めます。

【補助金などの効果的な運用】

補助金などは慣例にとらわれず、行政効果を充分審査し、決定します。

【実質公債費比率の低減】

実質公債費比率については、事業の計画的執行を行い、町の財政規模に応じた水準の維持に努めます。

【投資的経費】

投資的経費については、事業の重要度、効果を勘案し、計画的に執行するとともに、特定財源の確保に努めます。

施策6 公共施設の効率的・効果的運営

ア. 指定管理制度の活用

指定管理者制度の活用により、公共施設の効率的・効果的な運営を行います。

イ. P F I など整備手法の検討

新たな公共施設の整備にあたっては、P F I などの整備手法の検討を行います。

ウ. 公共施設の再編整備

遊休施設の調査を踏まえて、公共施設の再編整備と利活用の推進に取り組めます。

(5) 広域行政・広域連携の推進

基本施策の方向性

- 少子高齢化社会のもと、行政サービス水準の維持と費用対効果、財政事情を踏まえ、共通する事務事業について中芸広域連合、安芸広域市町村圏事務組合などでの広域行政の充実及び推進に努めます。

具体的な施策

施策1 中芸広域連合における事業の推進

中芸広域連合で実施している主な業務

- 消防及び救急に関する業務
- し尿処理に関する業務
- 少年の健全な育成指導及び補導に関する業務
- 中芸広域体育館の設置、管理及び運営に関する業務
- 介護保険法に基づく業務
- 広域ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する業務
- 火葬場の設置、管理及び運営に関する業務
- 保健福祉に関する業務
- 関係町村の企業立地に関する業務

施策2 安芸広域市町村圏事務組合における事業の推進

安芸広域市町村圏事務組合で実施している主な業務

- 安芸広域ふるさと市町村計画の策定及び計画に基づく事業
- 広域活動計画に基づく事業
- ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する業務
- 市町村税などの徴収及び滞納整理に関する業務